

行政常任委員会

令和7年12月11日（木）

午前9時59分開 会

○南委員長 おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

今回の定例会に当委員会に付託されておる条例及び予算関連は、合計19件であります。できたら2日で審査を終了いたしたいと思っておりますので、御協力のほど、よろしく申し上げます。

それでは、まず、初めに、市長より御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

委員の皆様には、昨日の本会議に引き続きまして行政常任委員会を開催していただきまして、本当にありがとうございます。

本委員会に付託されております議案は、議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」から議案第76号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第2号）の議決について」までの13議案で、内訳といたしましては、条例の新規制定議案が2件、条例の一部改正議案が6件、補正予算議案が5件と、そして、昨日追加させていただきました議案第78号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」から議案第83号「令和7年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの6議案で、内訳といたしましては、条例の一部改正議案が1件、補正予算議案が5件を合わせた合計19議案でございます。

これら提案議案につきましては、それぞれ担当課より説明いたさせますので、よろしく御審査賜り、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。どうぞよろしく申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、財政課から始めたいと思います。

財政課の所管は、議案第73号と議案第79号、そして、報告事項として、今後の財政見通しというのが取っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、財政課長、まず、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長　それでは、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」のうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

初めに、第7号補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,969万円を追加し、歳入歳出予算の総額を131億6,138万円とするものでございます。

次に、12、13ページを御覧ください。

歳入でございます。

このうち、最下段にあります18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金25万2,000円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。

同じく、18款繰入金、2項特別会計繰入金、1目国民健康保険事業会計繰入金385万3,000円の増額は、前年度の精算分として繰り入れるものでございます。

次に、18、19ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費3,740万円の増額は、基金積立金で、内訳は、尾鷲みどりの基金積立金2,230万円、地方創生拠点整備等基金積立金10万円、ゼロカーボンシティ推進基金積立金1,500万円で、いずれも、頂いた御寄附をそれぞれの基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。

中段にございます3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、財政課分は、23ページの国民健康保険事業特別会計繰出金582万8,000円の増額で、これは、人件費等の繰出し対象経費の増加によるものでございます。

次に、30、31ページを御覧ください。

4款衛生費、6項病院費、1目病院費は、財源更正でございまして、病院事業会計負担金に対するふるさと応援基金繰入金の充当額を183万9,000円減額し、同額を一般財源とするものでございます。

以上で財政課に係る補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第73号の財政課の関連の予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、それでは、議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議決について」の説明をお願いいたします。

○岩本財政課長 それでは、引き続きまして、議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議決について」のうち、財政課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,063万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億201万5,000円とするものでございます。

10ページ、11ページを御覧ください。

歳入でございます。

このうち、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金7,363万5,000円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費1億3,800万円の増額は、ふるさと応援寄附金の増加見込額のうち、経費への充当分を除いた額をふるさと応援基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費369万2,000円の増額のうち、185万3,000円は、人件費の増加に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額でございます。

また、8目後期高齢者医療費11万3,000円の増額につきましても、人件費の増加に伴う後期高齢者医療事業特別会計繰出金の増額でございます。

ここで、財政課委員会資料の1ページを御覧ください。

今回の補正を踏まえた基金残高でございます。

まず、財政調整基金につきましては、7号補正で25万2,000円、8号補正

で7,363万5,000円を取り崩すことにより、補正後の残高は21億4,271万4,000円となる見込みでございます。

また、ふるさと応援基金につきましては、8号補正で1億3,800万円を積み立てることにより4億2,528万9,000円となる見込みでございます。

そのほかの基金につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。8号補正後の基金合計は、37億2,220万2,000円となる見込みでございます。

以上、財政課に係る補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長　以上が議案第79号、補正8号の説明でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　それでは、ないようですので議案の審査を終了いたしまして、次に、毎年のことですが、財政見通しの説明をお願いいたします。

○岩本財政課長　それでは、今後の財政収支見通しについて説明をさせていただきます。

委員会資料の、まず、2ページを御覧ください。

この表につきましては、令和11年度までの財政収支見通しについて、令和6年度決算及び今後の事業見込み等を踏まえて作成したものでございます。例年のおりでございますが、当初予算編成時における財源不足額を把握するために、一般財源ベースで記載をしております。

この中で、主なところを申し上げます。

まず、歳入のうち、1番の市税でございますが、傾向としては、変わらず減少傾向と見込んでおります。特に、令和9年度につきましては、評価替えによる固定資産税の減少を見込んでいることから、減少幅が大きくなっております。

また、3の地方交付税のうち、普通交付税につきましては、令和7年度の当初の交付額が確定しておりますので、これをベースに推計を行ったものでございます。増減要因として国勢調査人口の減少及び現在算定されております地域デジタル社会推進費が現状では令和7年度で終了することによる減少、逆に、増加要因としては、人件費、物価高騰等を踏まえた算定額の増加、公債費の増加による算定額の増加等、それらを加味して推計をしたものでございます。

また、特別交付税につきましては、地域おこし協力隊の人数の増加等、増加要因

はありますけれども、令和6年度決算において特殊財政事情分の減少が大きかったことから、8年度以降は減少見込みで推移すると見込んでおります。

続きまして、歳出でございますが、まず、1の人件費につきましては、今回の人事院勧告による給与改定等を加味して推計していることから、令和7年度当初予算と比較すると、令和8年度以降は、その分、増加をしております。

また、退職手当の有無による増減を見込み推計をしたものでございます。

次の2の扶助費につきましては、令和8年度以降は、5億2,000万円台で、横ばいで推移すると見込んでおります。

次の3、公債費につきましては、現在把握できる範囲で今後の事業に対する借入額を計算した上で推計したものでございます。令和11年度につきましては、国市浜公園整備事業等の起債に対する元金償還が始まることから、10億円を超える見込みとなっております。

次に、4の義務的経費を除く行政経費につきましても、公債費と同様、今後見込まれる事業を踏まえて推計を行った結果、令和9年度までは大型事業等の影響もあり、40億円台となる見込みでございます。

以上のような推計結果で、歳入から歳出を差し引いた一般財源不足額につきましては、令和8年度で7億7,486万9,000円、令和8年度が7億9,386万3,000円、以降、記載のとおりと推計をしております。この財源不足額につきましては、下段に記載のとおり財政調整基金の取崩しによって補填することといたしております。

次に、3ページを御覧ください。

この表は、先ほどの収支見通しを踏まえて、当初予算編成時の財政調整基金の残高を推計したものでございます。その中で8年度の欄を御覧いただきますと、当初予算編成前残高が21億4,271万4,000円で、これにつきましては、今回の8号補正後の残高を記載しております。ここから、先ほどの収支見通しで推計した令和8年度当初予算編成における取崩し必要額7億7,486万9,000円を差し引いた当初予算編成後の残高が13億6,784万5,000円となる見込みでございます。

こういった形で令和11年度まで推計していきますと、令和11年度の当初予算編成後残高は、8億2,862万6,000円と見込んでおります。

以上、今後の財政収支見通しについての説明とさせていただきます。

○南委員長　　ありがとうございます。

説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いします。

○仲委員 財政見通しを示していただいたんですけど、特に地方交付税の普通交付税のほうで質問を若干させていただきたいんですけど。

今年度、国調で、人口が多分1,000人以上下がると。例えば、300人下がって1,500人下がるということで、その影響はあると思うんですけど、令和8年度は今年度より多い見込みで、これは計算上の話だと思うんですけど、例えば、国調の影響と、今、高市政権の当初予算の国の方針、ありますよね。その中で地方財政のこともある程度触れていると思うんですけど、来年度からは、地方に寄り添った財政的な特徴あるその支援がある見込みで地方交付税の算定をしたということはありませんか。

○岩本財政課長 まだ正式な地方財政対策というのは国から通知はございませんけれども、こちらの推計としては、先ほど仲委員がおっしゃられたような国勢調査人口の減少分も見込んでおりますし、あと、近年、人件費、それから、物価高騰等の影響を踏まえて追加交付等もあるところでございますので、その辺を加味した上で普通交付税は算定をしております。

○仲委員 よく分かりました。

ちょっと回答しにくいところもあるんですけど、この財政見通しの中で総合病院の繰出金を毎年度、多分、6億ぐらい計算されておるのかなと思うけど、目安は、どんなのですか。

○岩本財政課長 現在、当初予算編成の作業を行っているところでございまして、その辺、一般会計の全体の状況を把握した上で、結果、最終的には市長が判断されると思うんですけども、財政見通し上では、その分は反映しておりません。

○仲委員 分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、他にないようですので、財政課所管の審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続き、総務課に入ってくださいます。

それでは、次に、総務課の所管の審査に入らせていただきます。

まず、総務課には議案7本が付託をされておりますが、まず、最初に、議案第6

6号「尾鷲市事務分掌条例の一部改正について」の説明をお願いいたします。

○森本総務課長 総務課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第66号「尾鷲市事務分掌条例等の一部改正について」について説明させていただきます。

こちら、行政常任委員会資料を用いて説明させていただきたいと思っております。資料のほうの1ページのほうをお願いいたします。

○南委員長 お願いします。

○森本総務課長 今回の令和8年度からの組織機構の見直し（案）につきましては、組織機構の見直しの目的といたしまして、本市におきまして、これまで効率的な行政運営を行いつつ、時代に適応した行政ニーズに対応できる組織体制の下、第7次尾鷲市総合計画におきまして、まちの将来像を「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」と定め、財政の健全化、教育環境の整備や子育て支援体制の充実など、様々な施策を全庁的に推進しているところでございます。

さらに、中部電力発電所跡地への硬式野球場の建設や企業誘致、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化など、10項目にわたる大型事業を進めていく中、令和9年度には、第7次尾鷲市総合計画後期基本計画がスタートすることもあり、本市を取り巻く様々な課題に対し積極果敢に施策を打ち出すことが求められているところでございます。こうした重点施策を推進させるための事務執行体制を整えることといたしまして、令和8年度に組織機構の見直しを実施したいと考えております。

組織機構の見直しの概要といたしまして、1、課名の名称変更及び新所属の詳細について、資料のほうの2ページの組織機構図新旧比較表を基に説明させていただきます。

○南委員長 お願いします。

○森本総務課長 課名の名称変更等につきましては、市長部局では、表の右のほうから、現行の「政策調整課秘書広報係」を改正後は「市長公室秘書係」と「広報係」に分割、次に、「総務課職員係」を「総務人事課人事係」に変更、「水産農林課」を「水産農林事業推進課」に変更、「商工観光課」を「商工観光事業推進課」に変更、教育委員会におきましては、「教育総務課学校指導係」を「学校教育課」を新設いたしまして「学校教育課学校指導係」に、「生涯学習課生涯学習係」を「文化・スポーツ振興課社会教育・文化係」に変更、尾鷲総合病院では、「病院総務課医療事務係」、「地域連携係」を「医事課」を新設いたしまして、「医事課」、

「医療事務係」、「地域連携係」に変更するものであります。

次に、業務分担の変更についてでございますが、「人口減少対策に関すること」を市長公室に追加、二つ目に「ふるさと納税に関すること」を商工観光事業推進課に移管、三つ目に、「市民サービス課市民生活係」の業務の一部の移管についてでございますが、「墓地及び斎場の整備、管理に関すること」、「墓地及び斎場の申請手続に関すること」、「狂犬病予防及び畜犬登録に関すること」、「猫の避妊等に係る補助に関すること」、こちらのほうを環境課に移管いたします。

「交通安全対策及び交通安全思想の啓発、高揚に関すること」、「防犯灯の設置及び保守管理に関すること」、こちらを防災危機管理課に移管いたします。

「空家等対策に関すること」、こちらは建設課に移管するものであります。

以上、令和8年度からの組織機構の見直しの概要となり、今回の見直しによる課名の変更に伴い、尾鷲市事務分掌条例等の一部改正として、尾鷲市事務分掌条例の一部改正、尾鷲市行政不服審査会条例の一部改正、尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正、尾鷲市特別職報酬等審議会の条例の一部改正、尾鷲市放課後子ども総合プラン運営委員会設置条例の一部改正、須賀利大池及び小池保存管理委員会設置条例の一部改正の六つの条例におきまして、一括として、それぞれ該当する課名の変更を行うものでございます。

以上、議案第66号の説明とさせていただきます。御審査のほど、よろしく願います。

○南委員長　ありがとうございます。

事務分掌条例の一部改正の説明は以上であります。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　じゃ、1点だけ、私のほうから。

今回のこの機構改革に伴う人事の配置の、例えば、増えるか減るかというのは存在するんですか。

○森本総務課長　「政策調整課」から「市長公室」に改める部分で、人口減少対策と、例えば、商工観光事業推進課に移管しますと、ふるさと納税という形がございます。こちらに関しましては、人事異動に関しまして人員の増減が起こると思っております。

○南委員長　ありがとうございます。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、議案第66号の審査を終了いたします。

引き続きまして、議案第68号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、議案第69号「市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正について」、議案第70号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」の3本を一括して説明をお願いいたします。

○森本総務課長　　それでは、議案第68号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」から議案第70号「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について」までの3議案について説明させていただきます。

資料のほうの3ページのほうを御覧ください。

○南委員長　　お願いします。

○森本総務課長　　今回の改正は、本年度開催されました尾鷲市特別職報酬等審議会からの答申を受けまして、特別職の報酬等をそれぞれ改正するものであります。

議員報酬につきましては、月額を、議長については、現行の42万5,000円を43万1,000円に、副議長については、現行の35万3,000円を35万8,000円に、議員の皆様につきましては、現行の32万1,000円を32万6,000円に改正するものであります。

次に、市長及び副市長につきましては、給料月額を、市長については、現行の90万円を91万4,000円に、副市長については、現行の71万2,000円を72万3,000円に改正いたしまして、附則について、副市長の給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする期間、こちらのほうを「令和6年4月1日から令和10年3月31日まで」を「令和7年12月31日まで」に改めるものであります。

教育長につきましては、給料月額を現行の61万5,000円を62万4,000円に改正するものであります。

以上、3議案の説明とさせていただきます。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○南委員長　　説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、ないようでございますので、続きまして、議案第78号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」の説明をお願いいたします。

○森本総務課長　それでは、議案第78号「職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきまして御説明させていただきます。

内容といたしまして、若年層に重点を置きつつ、昨年を上回る引上げがなされ、賞与の支給月数を0.05月分引き上げるなど、国の人事院勧告がなされたことから、これらに準拠いたしまして見直すため、職員の給与に関する条例及び尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正を改正するものであります。

令和7年人事院勧告の概要につきまして説明いたします。

令和7年人事院勧告のうち、俸給表改定につきましては、民間給与との格差3.62%、こちらのほうを埋め、採用市場での競争力の向上、初任給を大卒一般職でプラス5.5%、高卒一般職でプラス6.5%など、大幅に引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、その他の職員におきましても昨年を上回る引き上げる改定を行うもので、全体の平均給与改定率は3.3%となっております。

また、期末勤勉手当の改定につきましては、期末手当及び勤勉手当の支給月数を均等に0.025月引き上げまして、年間支給月数を0.05月引き上げまして、4.65月とするものでございます。

5ページのほうを御覧ください。

次に、通勤手当の見直しでございます。

自動車等使用に対する通勤手当につきましては、民間の支給状況等を踏まえまして、10キロ以上の区分において、表のとおり200円から7,100円までの幅で引き上げることがされております。

次に、宿直手当の見直しのほうでございますが、宿直勤務対象職員の給与状況を踏まえまして引き上げられるもので、本市におきましては、医師、看護師、医療技術職、放射線技師、薬剤師、臨床検査技師が該当すると思っておりますが、対象となっております。医師では1,500円、その他職員で300円の引上げとなっております。

条例の実施月につきましては、令和7年4月1日からの適用であります。

次ページのほうを御覧ください。

本市におきます人事院勧告による給与等改正の対応につきましては、人事委員会のない自治体について、給料表その他手当の民間準拠に基づく情勢適応させる給与等の改正の根拠といたしまして人事院勧告を準拠することが一般的でございまして、本市におきましても人事院勧告に準拠し対応した、こちらのほうを遵守させていただく方針でございます。

条例改正による影響額、こちらのほうでございしますが、一般会計で給料で2,291万4,000円、職員手当で1,456万7,000円、国民健康保険事業特別会計、給料で114万円、職員手当で57万6,000円、後期高齢者医療事業特別会計の給料で13万9,000円、職員手当で7万円となっております。

こちらに係る予算につきましては、議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」から議案第81号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」におきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

以上、議案の説明とさせていただきます。審査のほど、よろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第78号の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○西川委員 この通勤手当のところなんですけど、例えば、市の職員が梶賀へ住んでおって、尾鷲だったら、庁舎までだと、結構時間ありますよね、距離ありますよね。逆に言うたら、紀北町のほうが近いですよ。その点は、極端な話、籍を松阪に置いて、実際、尾鷲に住んで通勤された場合は、その松阪からの分の通勤手当を見てもらえるんですか、これ。

○森本総務課長 通勤される方に関しましては、通勤届のほうを総務課のほうに提出していただいております。ですので、松阪市からの通勤届を提出していただくものでございましたら、松阪市さんからの距離数の計算で、実際はどうかというのは、それは通勤届に準じますので、届は、もし尾鷲市内に住んでいただくのであれば変更していただくという手続になると思っております。

○西川委員 じゃ、それ、変更せなんたら、ずっと松阪の距離でもらえるんですね。

○森本総務課長 当然のことながら、変更を届けるのは職員の義務でございますので、義務手続を遵守していただきたいというふうには通知させていただきます。

○西川委員 分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、議案第78号の審査は終わります。

次に、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」の説明をお願いいたします。

○森本総務課長 それでは、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」及び議案第74号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」のうち、総務課に係る予算につきまして説明をさせていただきます。

歳出でございますが、人件費につきましては、全ての費目にまたがりますので、総務課におきまして、委員会資料にて一括して説明させていただきます。

委員会資料のほうの資料の5ページ、資料の5を御覧ください。

この資料は、1款の議会費から9款の教育費までの一般会計と国保会計、後期高齢会計ごとに、目別の給料、職員手当等について記載させていただいております。

下から4番目の一般会計につきましては、職員数7名減の162名及び再任用が3名であります。

一般会計の給料の合計でございますが、1,525万4,000円の減額、その下の国保会計の給料の合計額293万8,000円の増額、こちらのほうにおきましては、市長、副市長及び教育長の給料月額等の見直しに伴う増額、また、一般職員の人事異動等に伴う増減が要因でございます。

次に、職員手当の主なものといたしまして、中ほどの部分でございますが、一般会計の時間外勤務手当合計額、こちら、1,021万3,000円の増額につきましては、地域活性化に向けた新規事業に積極的に取り組んでいる結果によること、こちら、商工観光課とか水産農林課が該当いたしますが、職員数の減少による既存職員への業務負担、こちらのほうも増加していること、システム標準化対応に伴う業務量の増大、保育園の新規新設に伴う対応、保健師の人員不足による業務量の集中が主な要因となっております。

次に、児童手当、こちらのほうにつきましては、一般会計合計額が133万5,000円の増額、出生や子育て世帯の採用に伴う支給対象者の増加によるものであります。

次に、一つ飛びまして退職手当のほうでございますが、一般会計合計額1,53

4万3,000円の増額は、1名分追加によるものであります。

次に、右のほうから四つ目の共済費のほうでございますが、一般会計合計額718万円の増額であります。

各会計における給料、手当、共済費の総合計でございますが、一般会計で1,063万6,000円の増額、国保会計におきまして441万4,000円の増額でございます。

続きまして、委員会資料7ページの資料の6のほうを御覧ください。

会計年度任用職員人件費について説明いたします。

人員につきましては、延べ人数としまして169名を見込んでおりまして、1節報酬990万8,000円の減額と、2節給料88万5,000円の減額、3節期末手当1,078万1,000円の減額は、主なものといたしまして、退職等による期間短縮によるものや、募集を行ったものの年度当初からの採用に至らず不用額が生じたものでございます。

報酬についてでございますが、2款一般管理費は、1名の減員と育休期間等の影響により、325万円の減額、3款介護保険費は、雇用期間短縮による45万円の減額、児童福祉費は、職員の増員による59万9,000円の増額、生活保護費は、職員の育休取得に伴う代替による98万3,000円の増額、4款清掃費の45万円の減額は、雇用期間の短縮による減額、5款林業費の71万1,000円の増額、6款商工費の83万円の増額は、休職職員の代替のための増額、9款でございますが、事務局費は、1名の増員で206万9,000円の増額、給食センター費は、調理員1名の減員と、1名の時間短縮による389万1,000円の減額、小学校費は、介助員の定員割れ、2名分のところ、時間の都合で4人を雇用しておりますが、こちらのほうで611万5,000円の減額、中学校費は、部活指導員の不足による77万3,000円の減額、同じく、図書館費でございますが、1名の減員と、期間短縮による440万3,000円の減額、少年センター費171万6,000円の増額、体育館費185万4,000円の増額は、それぞれ1名増員によるものであります。

続きまして、人件費以外の総務課に係る補正予算について御説明いたします。

予算書のほうに戻っていただきまして、すみませんが17ページのほうを御覧ください。

○南委員長　　お願いします。

○森本総務課長　　2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料、

人事給与システム改修業務委託料 16万5,000円につきましては、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修によるものでございます。

次のページを御覧ください。

上段、庁舎管理経費、備品購入費 75万6,000円の減額は、議場の椅子の更新に伴う入札の差金によるものでございます。

次に、7ページのほうを御覧ください。

債務負担行為のほうでございませう。

来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するもので、総務課分といたしましては、最初に、一番上の複合機使用料でございませう。複合機に関しましては、市役所本庁舎、教育委員会事務局、小中学校、保健センター、各センター及びコミュニティーセンター等で計41台設定するものでございませう。

複合機の利用に当たりましては、印刷枚数に応じた単価契約となります。1枚当たりの単価には、コピー用紙を除くトナー等の消耗品及び保守点検、修理等の保守料金を含むものとなっております。

契約期間、こちらのほうを5年間といたしまして、運用に当たりましては、入札により契約した単価により実績の印刷枚数に応じた費用負担となります。

次に、上から3項目の尾鷲市本庁舎清掃等業務委託、こちらのほうも同様に、年度を越えまして契約を締結する必要があるため設定するものであります。

期間、限度額は、それぞれ記載のとおりでございませう。

以上、議案第73号、74号の説明とさせていただきます。御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございませう。

御質疑のある方、御発言お願ひいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございませうので、それでは、最後で、議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議決について」の説明をお願いいたします。

○森本総務課長 それでは、議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第8号)の議決について」から議案第81号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の議決について」に係る予算につきまして説明さ

せていただきます。

歳出でございますが、人件費につきまして、全ての費目にまたがりますので、総務課において一括説明とさせていただきます。

委員会の資料、8ページのほどを御覧ください。

資料7、こちらのほうでございます。

人事院勧告による影響額と物価高対応子育て応援手当支給事業によるものとなっております。人事院勧告の影響につきましては、先ほど、資料4のほうでも御説明させていただきましたが、こちらの表は、一般会計における各科目に係る影響額となっております。

下から4段目、一般会計給料合計額で2,291万4,000円、国保会計給料額で114万円、後期会計給料額で6万1,000円のそれぞれの増額となっております。

次に、右のほうから2番目の職員手当、こちらのほうにつきましては、人事院勧告により影響する通勤手当、期末勤勉手当、地域手当が合計額で1,457万2,000円、物価高対応子育て応援手当支給事業による時間外手当のほうが44万1,000円、一般会計の職員手当合計額が1,501万3,000円、国保会計手当額が57万6,000円、後期会計手当額で3万4,000円のそれぞれの増額であります。

次に、右から4番目の人事院勧告による影響する共済費等でございますが、一般会計合計額で313万4,000円、国保会計合計額で13万7,000円、後期会計合計額で1万8,000円のそれぞれの増額となっております。

以上、議案第79号から議案第81号までの説明とさせていただきます。御審査のほど、よろしく願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようでございますので、総務課に関する議案審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、政策調整課に入ってください。

それでは、政策調整課所管の議案第73号、令和7年度(第7号)の補正予算の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 政策調整課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」のうち、当課に係る部分について御説明いたします。

補正予算書の13ページを御覧ください。通知させていただきます。

歳入について説明いたします。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金、1節総務管理費寄附金のうち、10万円の増額は、地方創生応援寄附金として、東京都に本社を置きますシエンブレ株式会社から企業版ふるさと納税制度を活用しておわせSEAモデル構想事業への御寄附を頂いたものでございます。

続いて、補正予算書の19ページを御覧ください。通知いたします。

歳出について説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節委託料14万9,000円の減額は、総合計画後期基本計画及び総合戦略策定支援業務委託料の契約金額確定による減額でございます。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

補正予算書の7ページを御覧下さい。通知いたします。

第2表債務負担行為補正の上から2行目、グループウェアライセンス利用料、令和8年度、限度額129万9,000円は、職員が業務で使用する情報共有ソフトウェアに係る費用でございます。

次に、4行目の尾鷲市コミュニティバス南輪内線、北輪内線、九鬼・早田線運行業務委託、令和8年度限度額6,191万6,000円、5行目の運賃平準化業務委託、令和8年度限度額32万2,000円及び6行目の尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀地区指定管理料、令和8年度限度額2,440万9,000円であります。

次のページ、御覧ください。

債務負担行為の変更としまして、一番下でございます、総合計画後期基本計画及び総合戦略策定支援業務委託料は、令和8年度の限度額を既存の金額より契約金額の確定に伴いまして605万円から487万9,000円と減額するものでございます。

ここで、委員会資料1ページを使ってコミュニティバスの説明をさせていただきます。通知いたします。

委員会資料1ページを御覧ください。お願いいたします。

資料 1、尾鷲市コミュニティバス債務負担行為補正についてでございます。

尾鷲市コミュニティバス 5 路線の運行を継続していくため、尾鷲市コミュニティバス南輪内線、北輪内線、九鬼・早田線の運行業務委託及び尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀利地区の指定管理料並びに運賃平準化の業務委託について計上するものでございます。

なお、尾鷲市コミュニティバスの尾鷲地区及び須賀地区の指定管理につきましては、令和 8 年 1 月に公募を行い、選定の後、仮協定を締結し、令和 8 年第 1 回定例会におきまして議決をいただいた後、協定を締結する予定でございます。

尾鷲市コミュニティバス南輪内線、北輪内線、九鬼・早田線の運行業務委託は、そこに記載がございますように、令和 8 年度、限度額は 6,191 万 6,000 円、その内訳は、運行経費から利用料金収入見込額及び補助金見込額を差し引いた金額に消費税を乗じた金額で算出をしております。

次に、尾鷲市コミュニティバス尾鷲地区及び須賀地区指定管理料は、令和 8 年度、限度額は 2,440 万 9,000 円、その内訳も同様に、運行経費から利用料金収入見込額を差し引いた金額に消費税を乗じて算出しております。これらの増額分の主な理由は、バス運転手の人件費の上昇が主な増加要因でございます。

続いて、須賀利地区のバス乗り継ぎにおいて生じる運賃差額を調整するための運賃平準化業務委託は、令和 8 年度、限度額は 32 万 2,000 円を見込んでおります。

以上で議案第 73 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 7 号）の議決について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

議案第 73 号の説明は以上でございます。

御質疑等のある方は御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 それでは、ないようでございますので、引き続きまして、議案第 79 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号）の議決について」の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長 続きまして、よろしくをお願いいたします。

議案第 79 号「令和 7 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 8 号）の議決について」

のうち、政策調整課に係る部分を説明いたします。

補正予算書の11ページを御覧ください。通知いたします。

歳入について説明いたします。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金2億3,000万円の増額は、ふるさと応援寄附金について、令和7年度の寄附金見込額を6億3,000万円と想定して増額するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。通知いたします。

歳出について説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、ふるさと納税事業1億2,304万9,000円の増額は、財源として、その他特定財源は、ふるさと応援寄附金が9,200万円、一般財源が3,104万9,000円でございます。

歳出の内訳は、10節需用費84万2,000円のうち、41万2,000円は、寄附申請者に対する返礼品用共通ステッカー、寄附証明書やお礼状等の発行に関する消耗品費、印刷製本費43万円は、ワンストップ返信用等のふるさと納税専用封筒代でございます。

次に、11節役務費3,013万1,000円は、寄附申請者に対する寄附証明書、お礼状及びワンストップ申請等の発送に関する通信運搬費が280万5,000円、ふるさと納税指定納付事務手数料が2,732万6,000円でございます。

次に、12節委託料9,207万6,000円は、返礼品を含めたふるさと納税関連業務委託料でございます。

続いて、委員会資料に基づき、令和7年度ふるさと納税事業の状況を西村ふるさと納税担当調整監より報告させていただきます。

○西村政策調整課調整監 委員会資料2ページを御覧ください。通知いたします。

ここでは、(1)令和7年度ふるさと納税寄附金の申請件数について、月別状況を示しています。

11月30日までの申請件数は2万7,704件で、前年同時期に比べ8,377件上回り、143%と増加しております。

次のページを御覧ください。

ここでは、(2)令和7年度ふるさと納税寄附金の申請金額について、月別状況を示しています。

11月30日までの申請金額は3億8,544万円で、前年同時期に比べ1億2,490万7,000円上回り、148%と増加しております。

次のページを御覧ください。

ここでは、（３）令和７年度ふるさと納税返礼品件数の上位１０位までを示しています。

生食用サーモン切り落とし７５０グラムが６，９０５件で最も多く、続いて、尾鷲海洋深層水使用むきえび２．４８キログラム、５，９８３件、冷蔵ボイルマダコ１キログラム、２，４０３件と続いています。

また、尾鷲海洋深層水使用むきえび２．４８キログラムは、１１月１６日から１１月２４日までの期間、ふるさとチョイス掲載返礼品７６万点中、１位となり、現在は３位であります。

次のページを御覧ください。

ここでは、２、令和７年度ふるさと納税ポータルサイトシェア及び寄附リピート回数を記載しています。

ポータルサイトシェアでは、ふるさとチョイスから寄附金の受入れが５３．２％、楽天が２５．３％、ふるなびが１５．９％となっております。この三者で９４．４％の寄附金を受け付けています。

また、寄附リピート回数では、令和７年度、本市への寄附回数１回の方が２万２，１５０件、２回の方が１，７００件となっており、１０回もリピートしていただいた方が６人もおられました。

次のページを御覧ください。

ここでは、令和７年度ふるさと納税事業の活動状況についてでございます。

４月から様々な取組を行いました。特に、ふるさと納税からつながる関係人口づくりイベントとして、８月２日に「おわせ港まつりへ行こう」特別観覧招待として、前年度寄附者４万１，７５７名に花火特別招待案内メールを送付したところ、６８７組、２，３７２名の参加申込みがあり、抽せんで２０６組、７６３名を招待しました。

また、前年寄附者のうち、首都圏からの寄附者が４８％と多いことから、首都圏に出向き、感謝の気持ちを伝えたい、寄附の使い道についても丁寧に報告したいという思いから、１０月１８日、１９日、東京日本橋三重テラスイベントスペースにおいて感謝企画「おわせの昼ご飯できたでまっとなるでなー」を開催しました。前年度首都圏寄附者のうち、メールが分かる２万名に案内を送ったところ、４８５名の参加申込みがあり、抽せんで１４０名を招待しました。このイベントでは、尾鷲ふるさと納税返礼品を使用した昼食を提供することで、参加された皆様から大変御好

評をいただいたところであります。

寄附者を対象とした感謝イベントを通じて、末永く尾鷲市を応援してもらえるようなふるさと納税からつながる関係人口づくりを実施し、本市の自然や観光等の魅力発信、ふるさと納税による寄附の活用事例紹介など、尾鷲市が寄附者様の身近に感じて応援したくなる取組をこれからも継続してまいります。

次のページは、令和7年度、事業者様とつくり上げた新規返礼品37品であります。

また、この場をお借りして、尾鷲市ふるさと納税事業に賛同していただいている120社を超える出品事業者様にお礼申し上げます。担当としましても、さらに尾鷲市ふるさと納税事業の取組を寄附者様に共感と継続的な支援を得るため尽力してまいります。

現在、新たなチャレンジの場として、返礼品出品や現地決済型ふるさと納税に加入を検討している事業者様がございましたら、年明け2月から随時受付を開始いたしますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上で令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

本当に、ふるさと納税については、尾鷲市は、もう大変非常に頑張っております。本当に委員会としても拍手を贈りたいぐらいの本当に頑張りだと、市長、思っております。

また、そのふるさと納税にね、いろんな各御寄附をしていただく方だとか、また、メーカーの方々に、委員会としても本当に心から感謝とお礼をまず申し上げたいと存じます。

では、御質疑のある方、御発言を。

○西川委員 ちょっと分かんないので教えてください。あまりシステム、はっきり把握していないので。

これ、例えば、尾鷲市の職員が、中にでも紀北町なり熊野に住んでいる方もいましたよね。その方は、納税は、どこへするんですか。それ、選べるわけですよね。尾鷲で、例えば、紀北町に住んでおって尾鷲に納税をしたと、そういう人にも返礼品というのは送られるんですか。

○西村政策調整課調整監 納税、例えば、紀北町に住まわれておる方の住民税というのは紀北町に当然払うわけなんですけど、紀北町の方で住まわれている職員さ

んが尾鷲市にふるさと納税すると、返礼品は、当然、受け取ることはできます。

- 西川委員 じゃ、尾鷲市でまともに納税している方、ばかくさないですか、それ、認めるのであれば。せめて、職員ぐらい、そんな辞退したらどうなんですか、返礼品だけでも。納税はしていただいて。
- 西村政策調整課調整監 ふるさと納税事業に関しては、総務省の国からのルールの下で寄附に対しての返礼品の30%割合というのがあるんですけど、うちの寄附の返礼品の中で返礼品を受け取らなくていいですよという返礼品もあります。ですから、例えば、2万円だけ寄附するというのであれば、2万円寄附して返礼品なしというの、うちのポータルサイトには掲載しております。
- 西川委員 よく分かりました。皆さん、そっちの方向でやってもらうんですね。
- 南委員長 他にございませんか。
- 仲委員 令和7年度の傾向として、9月に、言うたら1万1,338件申請数があって、金額も1億5,522万9,000円と。この9月が前年度と比較して、かなり、400から500%増えておるという理由は、分かっていますか。
- 西村政策調整課調整監 仲委員、おっしゃるように9月に寄附が増大しております。というのは、この10月1日にふるさと納税の制度改正がありまして、ポイント廃止となりましたので、楽天やふるさとチョイス以外の楽天、ふるなび、さとふるからのポイントを今まで活用できておったサイトへの集中した寄附というのがありました。
- 仲委員 そうすると、今後の計算上は、言うたら6億3,000万円という計算しておるわけですね。それと、前年度よりか1億2,000万円増えるという計算なんですけど、9月にそのポイントが制度ができたということで、どっと来て、この12月の予測は、前年並みとは考えていないですね。どういう予測をされていますか。
- 西村政策調整課調整監 実は、令和5年にも10月末に制度改正がありました。それは、返礼品の制度改正があつて、そのときも9月に駆け込みがあつて、この今後の推移としては、その令和5年度ベースをうちは見て、今現在、寄附、実は、今日時点で3万1,247件、4億3,430万8,000円来ています。
- 仲委員 今ね。
- 西村政策調整課調整監 ええ。今後の伸び率を令和5年度の傾向とぶつけてみると、正直言いまして、6億3,000万円を超えるぐらいの寄附で予算は組んでおります。

○仲委員 最後には、それでは、喜ばしいことと思います。

もう一つ、言うたら返礼品のほうなんですけど、30%ということ、それだけ、経費を入れるというと、言うたら半分ぐらい経費かかっておるもので、全部で、3億円ぐらいしか、うち、財政としては入がないということだけど、この1億8,000万円の、市内に需要があったということになりますね。その申込みというか、そのいろいろなその申請をしている方の上位に固まっておるわけなんですけど、その声は、どうですか。業者の声。言うたら、1億3,000万円需要があるわけですから、自然に売れているのと同じやもので、ふるさと納税に対する評価はどうですかという質問です。

○西村政策調整課調整監 現在、今、120社を超える事業者さんのところに私も回らせていただいておりますけど、皆さん、やっぱり人口減少に伴ってお客さんは減っておると。例えば、商店街へ行っても、昼間、見て、商店街の通りを見ても、1人も、今、歩いとらんやりという話なんかも事業者さんからの声もあって、このふるさと納税事業を通じて、今後、新たな、市内のお客様のみならず、外へ打って出るような仕組みというのをこれで構築していますもので、今後、次の展開をやっぱり望んでおります。例えば、以前から話しているような、よそに売り出すような返礼品をECサイトでやっていくとかという話なんかも、以前からもそうなんですけどやっておりますし、また、今、確かに売れておる事業者というのは、3社4社というような形にはなっておるものの、中小の小さな事業者さんでも、そのサイトに入って、人気の返礼品のついでに自分への商品も買ってもらえるといううまみもあるということで、ぜひ売れる商品というのをつくりながら、尾鷲を見てもらえるというきっかけをどんどんつくってくれということを事業者さんはおっしゃっています。

○仲委員 そこら辺が多分ふるさと納税に関しては一番大事な点だと思うんですわ。そこらを業者の方と詰めて、意識を高めていってほしいと思います。

以上です。

○南委員長 他にございませんか。

○野田委員 「おわせのお昼ご飯できたでまっとなるでな一」の実際のメニューと寄附者の反応をお聞かせいただけますか。

○西村政策調整課調整監 市政報告等でも、いろんな場でも、この「おわせのお昼ご飯できたでまっとなるでな一」の話はするわけなんですけど、皆さん、まず返礼品だけで尾鷲市を知ったということじゃなくて、当然、うちの市長も同行して尾鷲

市の紹介もしながら、観光尾鷲のよいところで、それよりも何よりも、皆さんが寄附していただいたお金がどのように使われておるかというのをやっぱり知ることが、皆さん、うれしいということ。当然、返礼品もおいしいですけど、自分たちが寄附したお金が、このように尾鷲で活用されているということを知ること、より来年以降も応援してくれるという機会は増えると思って、私たちは、この事業を続けております。

○南委員長 野田委員、よろしいですか。

○野田委員 すみません、「おわせのお昼ご飯できたでまっとなるでなー」って、その三重テラスでやったときのメニューの内容は。

○西村政策調整課調整監 メニューの内容は、サーモンの切り落とし、ブリの切り落とし、タコの切り落とし、ハゲのみりん干しを焼いたやつで、エビのボイルエビ、あと、トラマキ、尾鷲節、御飯、アオサみそ汁、あと、何やったかな……。タイの味噌何とかというやつとか、そういう感じですね。

○野田委員 ありがとうございます。尾鷲盛りだくさんで喜んでいただいたということですね。ありがとうございました。

○佐々木委員 寄附のリポート回数ですけれども、これ、1位、2位、1回、2回が圧倒的に多いんですけれども、これは、毎年、同じような流れでしょうか。

○西村政策調整課調整監 これ、今年に対しての……。今年、1回した人、2回した人ということですので、去年からのリポートとかじゃなく、今年度のデータになっております。

○佐々木委員 分かりました。

そうしたら、毎年、継続して寄附を、ふるさと納税していただいている方というのも、かなりあるんでしょうか。

○西村政策調整課調整監 リポートの方は、かなりおられると思います。毎年毎年、寄附が、寄附金額、寄附件数が変わってきますので、全てがリポートしておるんかというたら、そうでもないですけど、統計的に見ると、今年して、来年しなくても再来年帰ってくるというのが通例、ふるさと納税のルール……。ルールというか、そんなような傾向が見られるというところもありますし、例えば、うちの今、サーモン切り落としなんか、もう、これが毎年欲しいという人であれば、毎年毎年リポートされる方も、かなりおられます。

○佐々木委員 ありがとうございます。

リポートが多いということは商品の魅力もあるということだと思うので、非常に

うれしい、尾鷲にとってはよいことだと思うので、よろしくお願いします。

○南委員長 他にございませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それじゃ、最後で1点だけ。ふるさと納税が平成20年からスタートして、スタート当時、尾鷲市の寄附、49万円からスタートしました。それが、加藤市長が就任されてから1億超え、現在は、もう6億円を超えておるということで、本当に非常に伸び率が驚くぐらい伸びております。そういった意味では、市長は当然のことなんですけれども、職員さんのね、働きに本当に感謝を申し上げたいと思います。

参考までに、この県下で尾鷲市の納税額は何位ぐらいに入っておりますか。

○西村政策調整課調整監 去年のランキングでは、寄附額では、29市町中、7位で、寄附件数では3位だったと思います。

○南委員長 ありがとうございます。

市長のほうから、このふるさと納税について。

○加藤市長 大変、このふるさと納税の寄附額が、毎年毎年、右肩上がりで伸びているということは非常にありがたい話なんですけれども、私のほうから一つ申し上げたいのは、さっき、佐々木委員がおっしゃった、まずは、やっぱり、今までやっていただいた方のリピート率は、私は高いと思っています。その高い原因に、要因については、要するに、担当の者が必ずやっぱりフィードバック、フィードバックしながら、手紙を送ったりいろんな御案内をしたり、結構やっぱりお互いのそのお付き合いというのかコミュニケーションというのを非常に図っているというような話。もう一つは、やはりいろんな形で尾鷲を知っていただく、尾鷲の物を知っていただくというようなことで、大きくは、おわせ港まつり、これについてのやっぱり募集する。今回、700人弱ぐらいの方が来られたんですが、やっぱり応募者が結構多いと。その昼御飯食べに行こうという三重テラスでやってするのを、要するに、140人の方が来られて、応募者は、結構な、四百何人ですかね。そういう形で、今、担当のほうは、必ずやっぱりお互いに結びつきというのか、現状、寄附をしていただいた方々へのフィードバックというのを必ずやっているんですね。これは、委員なんか御商売されているから当然だと思うんですが、やはりお客様というのは、一応大事にしているという、そのあれが、まず第一に、やはりふるさと納税が現状維持しながら、それから、新たなお客様を紹介していただいたり、新たなお客様が商品をいい商品だねというような話でふるさと納税をしていただいたり、

こういう形の中で、お客様とのつながりというのを非常に彼らは大事にしておりますので、これがやっぱり功を奏しているんじゃないかなと私自身は思っております。以上でございます。

○南委員長　ありがとうございます。

大きな夢として、これだけ右肩上がりに伸びてきておりますので、市長の任期中に、ぜひとも大台10億円を目指して、さらなる努力をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

これで政策調整課の審査を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

(休憩　午前11時11分)

(再開　午前11時20分)

○南委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次には、防災危機管理課、議案第73号、令和7年度の7号補正の説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長　防災危機管理課です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」のうち、防災危機管理課に係る予算について、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の12、13ページを御覧ください。通知いたします。

歳入でございます。

15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金171万2,000円の増額は、いのちを守る防災・減災総合補助金で、救命用ボート、公的備蓄品等に対する補助金でございます。

次に、2行下の8目消防費県補助金50万円の増額は、消防団ドローン隊に購入したドローンに対する補助金でございます。

続きまして、17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金110万円の増額のうち、100万円は、地域創生応援寄附金で、株式会社合同資源様からであります。地域の防災対策に活用してくださいとの寄附金を頂いたものであり、今回、非常用燃料の保管庫購入に充てさせていただくものであります。

続きまして、18、19ページを御覧ください。通知いたします。

歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 2 目防災費は、2 4 0 万円の増額でございます。ガソリンや灯油などの燃料を保管、備蓄できる保管庫、少量危険物保管庫の購入費であります。災害直後は、各避難所等に配布してありますガス発電機で発電を行い、長期化した場合、燃料による発電機に切り替える予定です。そのため、各避難所に配布する燃料を確保するための備蓄倉庫を購入するものであります。歳入でありました企業版ふるさと納税での株式会社合同資源様からの寄附金 1 0 0 万円を充当いたします。

続きまして、3 8、3 9 ページを御覧ください。通知いたします。

8 款消防費、1 項消防費、1 日常備消防費は 2, 2 8 7 万円の増額で、人件費の増額等に伴う三重紀北消防組合への負担金でございます。

続きまして、債務負担行為補正であります。

7 ページを御覧ください。通知いたします。

当課に係る債務負担行為は 4 件でございます。

まず、7 段目のエリアワンセグシステム専用受信端末設置業務委託、限度額 1 0 0 万 4, 0 0 0 円につきましては、世帯に配布してありますワンセグの受信機の不具合に対する業務委託となっており、例年、当初予算として計上しておりましたが、入札までの期間が発生することから、今回、債務負担行為とさせていただきます。

続きまして、8 ページを御覧ください。通知いたします。

5 段目の無人航空機賠償保険料 2 万 7, 0 0 0 円であります。今年度購入し、消防団ドローン隊に配備してありますドローンの賠償保険料であります。

続きまして、6 段目、7 段目の行政協力員団体傷害保険料、三重県委託分、限度額 1 2 万 3, 0 0 0 円、市管理分、限度額 3 万 9, 0 0 0 円に関しましては、市内にある樋門操作に係る傷害保険料であります。

防災危機管理課に係る補正予算及び債務負担行為の説明は以上でございます。御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言を。

○西川委員 燃料のストックって、今、言っていましたけど、ガソリンとか軽油とか、長期に置くと傷むんですね。そのローテーションは、考えていますか。

○相賀防災危機管理課長補佐兼係長 今の内容ですと、ガソリン、灯油を置くと思うんですけども、それに対しては、今からちょっと精査していきたいと考えて

おります。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○小川議長　　補正予算書の13ページか、先ほど、ドローンのことを言われておりましたけど、これ、何台購入して、その使える方というか、講習とかそういうのは、皆さん、受けられているのか、その点だけ。

○相賀防災危機管理課長補佐兼係長　　ドローン購入は、1台購入していまして、今、消防団のドローン隊には、3名の方がドローンの操縦をしています。

○小川議長　　これ、皆さん、その操作方法とか完璧にできる方ばかりですか。

○相賀防災危機管理課長補佐兼係長　　そのとおりです。

○南委員長　　他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、議案の審査を終了して、報告事項が1件ありますので、カムチャッカ半島の地震に伴う対応と課題についての説明をお願いいたします。

○大和防災危機管理課長　　それでは、報告事項として、令和7年7月30日に発生したカムチャッカ半島沖地震に伴う津波警報を受け、市としての状況や対応、課題点など、取りまとめを行いましたので、相賀課長補佐から報告をさせていただきます。

資料を通知いたします。

○相賀防災危機管理課長補佐兼係長　　それでは、資料1として、各課からの聞き取りにより徴集した資料を、1、自助として主体的な取組、2、共助として連携・協働による取組、3、公助として行政の取組と大きく3項目に分けさせていただきました。それぞれ状況、対応、課題としてまとめました。

その中で、まず、1の自助と2の共助に関してですが、個人での食料などの備蓄や各問合わせ、親族の安否確認や、どこに避難すればいいのかなどが多数ありました。それと、また、緊急避難場所と収容避難場所の区別がついていないなどがあり、共助に関しては、足が悪いので、市の職員が迎えに来てほしいとの問合せもありました。

防災危機管理課としては、日々防災意識の向上のため、いろんな啓発を行っております。個人の備蓄に関しては、最低3日、できれば1週間の備蓄をお願いしており、親族の安否確認については、各家庭や知人間で連絡の取り方を事前に決めてほ

しいなどの啓発を行っていますが、現状、浸透しておりませんでした。また、緊急避難場所と収容避難場所の区別や近隣住民同士の協力などの啓発も同様に浸透していませんでした。以前から啓発は行っていますが、今後は、今までの啓発活動は継続し、新たな啓発方法を考え、実行する必要があると考えております。

また、共助の中では、孤立が予想される地域に関しては市の職員の派遣に時間を要するため、各地区の区長及び自主防災会に収容避難所の開設、運営の協力が必要になってくると考えます。

公助に関しては、自助、共助の啓発の強化を行い、また、発災時の対応として、小学校などの各学校や保育園等の関係機関との詳細な協議を行いたいと考えております。

防災としてはいろいろな対策がありますが、災害が発生した場合、まず、自分の命は自分で守るを前提とし、個人での準備や対策が浸透するよう、そして、防災意識の向上のため、議員の皆様にもアドバイスをいただきながら、いろいろな手法で取り組んでいきたいと考えております。

報告は以上です。

- 南委員長 報告に対して特に御意見のある方、御発言をお願いいたします。
- 佐々木委員 この意見集約が12月に報告されるということで、地震発生したとき、津波のときにあって、その後、議会報告会で、やはり各地区で言われたのが、このことに対しての意見も多かったんです。それで、市民の方々が、やっぱりいろいろ思っていることが、意見集約が12月にまとまりますのでということをお答えしたことがあるんですけども、市民の方に対してのこの意見の集約した報告というかこの知らせることは、どのようにお考えでしょう。
- 大和防災危機管理課長 自助、共助の取組として、今回、この報告資料のほうに取りまとめさせていただいておまして、自助、共助のことにつきまして、積極的に、こちらから普段において啓発をしていくというふうなことを実施してまいりたいと、このように考えております。
- 南委員長 市長も、よかったら。
- 加藤市長 まず、このカムチャッカのこの地震があって、いろいろな課題があったと。それを、先ほど申しましたように防災危機管理課のほうで、自助で自分たちで、やっぱりやっていかなきゃならない。きれいに僕はまとまっていると思うんですよね。ですから、この辺のところは、ただ単に、点でずっとお知らせするんじゃないに、やはり広報で大きくまずお知らせするなり何なりして、それから、あと、

細かく細かく、彼ら、年に何回か防災会に対して、いろんな、要するに、説明会とか啓発活動のいろんなレクチャーもやっておりますので、そういった形の中できちんとやっていきたい。

この3番目のこの行政の取組については、もう一度、このことを精査しながら、きちんとした形で対応方法というのは、やはりこれは全庁一丸となってやっていかなきゃならない部分もありますので、その辺のところは、きちんと、庁内できちんと取りまとめるというようなことをしながら、要するに、これ、非常に重要な話でございますので、きちんと広報しなきゃならないと私は思っております。

○南委員長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○佐々木委員 ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

○中井委員 この項目の自助的取組と共助的取組、そして、公助的取組という三つでまとめていただいている、すごい分かりやすいなと思うところもあるんですけど、僕が報告があるという最初に聞いたときに、どういう感じでまとめてくるのかなというのは想像してはいたんですけど、各地区の情報とか、どういう状況だったかというのは聞いて回ったというのはお聞きしていたので、そういった地区ごとの課題だったり、どういうふうな対応が必要なのかという点で出てくるかとちょっと想像していた部分もあったんですけど、その各地区ごとの項目別みたいなこととかも、何か検討というか、もし、これから住民の方にお知らせするときに、全体としての自助と共助、公助的取組っていうよりも、地区ごとの何かまとめ方とかもあったんじゃないかなと思ったもので……、思いもしたんですけども、そこら辺はどういうお考えですかね。

○相賀防災危機管理課長補佐兼係長 取りあえず今の段階で報告させてもらうということは、一応、市の中の各課での対応、状況、課題点を取りまとめるという形で考えておりましたもので、今のところ、その地区単位に関しての取りまとめは、まだ行っておりません。

○中井委員 分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

○西川委員 これ、しょうもないといや、しょうもないことなんですけど、今、ペットを飼っている方、たくさんいますよね。これは、人間だけの非常食ですよ。もし、できれば、市民サービスで犬の猫の件数を聞いたんですけど、かなりの世帯

で、家族と同然ですから、うちは常に用意します。そんなんも、防災危機管理課のほうから啓発、もう自分のところのペットの食事もついでに保管しましょうというのも、また、一文、付け加えてやってください。

○相賀防災危機管理課長補佐兼係長 委員おっしゃるとおりペットも家族ということで、そういうふうな啓発も取り組んでいきたいと思います。

○南委員長 よろしくをお願いします。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、報告事項を終了させていただきます。ありがとうございました。

次に、税務課に入ってください。

よろしいですか。

それでは、税務課の審査に入ります。

付託議案、議案第73号、令和7年度一般会計予算7号の説明を求めます。

○三鬼税務課長 税務課です。よろしくお願いいたします。

議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」のうち、税務課に係る補正予算は、債務負担行為補正のみとなります。

補正予算書にて御説明申し上げます。

7ページを御覧ください。通知いたします。

第2表債務負担行為補正、表の上から8段目と9段目の総合住民情報システム用紙印刷費及び市税等納税通知書作成業務委託の2件でございます。

まず、総合住民情報システム用紙印刷費につきましては、令和8年度分の市県民税等の納税通知書兼領収証書や督促状兼納付書などの総合住民税システム用紙の印刷につきまして、構成から発送までに事前準備などに一定の期間を要するものが複数あることから、年度開始前に一括して発注すべく、債務負担行為補正として計上するものでございます。

期間としましては令和8年度、限度額は184万9,000円でございます。

次に、市税等納税通知書作成業務委託につきましては、令和8年度分の市県民税、固定資産税、都市計画税、国保税及び後期高齢者医療保険料の納税通知書作成に係る業務委託でございます。同様、作成から発送、納期限等の関係から一定の期間を要するため、年度開始前から着手する必要があることから、債務負担行為として計上するものでございます。

期間は令和8年度、限度額は590万7,000円でございます。いずれも、例年同様、次年度の賦課徴収に向けた準備等のために必要な債務負担補正となります。

以上が税務課に係る補正予算の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

債務負担行為に係る2件の説明でしたけれども、御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、税務課の議案審査を終了いたします。

最後に、午前中、市民サービス課で締めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市民サービス課の議案の審査に入ります。

市民サービス課は、5件の議案があります。

まずは、議案第67号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 おはようございます。市民サービス課でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第67号「尾鷲市印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

議案書の10ページ、11ページを御覧ください。

この条例改正につきましては、地方公共団体の情報システムの標準化に伴い、尾鷲市で使用している印鑑登録システムを国の示す標準仕様書に準拠したシステムへ移行することによるものでございます。

改正内容につきましては、印鑑登録原票の保管方法や窓口での申請における必要書類の見直しが主なものとなっております。

具体的に申し上げますと、3点ございます。

まず、1点目として、印鑑登録原票の保管方法を電子の媒体に限定すること、それから、二つ目に関しまして、顔写真付きの本人確認書類がない場合の申請手続に関すること、それから、三つ目、最後ですけれども、印鑑登録証を汚染または毀損した場合の再発行手続に関すること、この3点が主な変更内容となっております。細かい説明については割愛させていただきますが、議案第67号についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

特に御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようでございますので、引き続きまして、議案73号、令和7年度尾鷲市一般会計補正の7号、説明をお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」のうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の22ページ、23ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、補正額1,443万3,000円を増額し9億714万8,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、22節償還金、利子及び割引料289万円の増額で、国保基盤安定負担金の前年度の精算金でございます。

続きまして、5目国民年金費は、補正額393万8,000円を減額し438万4,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては……。

次ページを御覧ください。

国民年金一般事務費、委託料113万3,000円で、国民年金法施行令等の改正に伴う総合住民情報システム改修業務委託料でございます。

議案第73号についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○南委員長 御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようでございますので、次に、議案第74号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」と議案第80号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の議決について」及び議案第81号「令和7年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の議決について」の説明を一括してお願いいたします。

○湯浅市民サービス課長 それでは、続きまして、議案第74号「令和7年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決について」につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の49ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 2 6 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 億 3,539 万 1,000 円とするものでございます。

続きまして、第 2 項、第 1 表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

56、57 ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は、補正額 5 8 2 万 8,000 円を増額し 1 億 9,220 万 4,000 円とするものでございます。内容といたしましては、職員給与等繰入金 4 4 1 万 4,000 円の増額は、人事異動等による人件費の増加によるもので、財政安定化支援事業繰入金 1 4 1 万 4,000 円の増額は、国保財政安定化支援事業の額の確定によるものでございます。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は、補正額 2 4 4 万円を増額し 5,606 万円とするものでございます。補正の歳入歳出の差額分について、財政調整基金を取り崩すものでございます。

それでは、委員会資料の 1 ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の取崩額が 2 4 4 万円となり、国保財政調整基金の令和 7 年度末残高は、1 億 7,277 万 5,000 円となる見込みでございます。

予算書にお戻りいただき、58、59 ページを御覧ください。

歳出でございます。

8 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金は、補正額 3 8 5 万 4,000 円を追加し 6 3 1 万 7,000 円とするものでございます。国保基盤安定負担金の実績額確定に伴う返還金として、一般会計に繰り出すものでございます。

議案第 7 4 号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第 8 0 号「令和 7 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の議決について」につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の 35 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 5 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 億 3,724 万 4,000 円とするものでございます。

続きまして、第 2 項、第 1 表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

42ページ、43ページを御覧ください。

歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、補正額185万3,000円を追加し1億9,405万7,000円とするものでございます。内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増加による職員給与等繰入金の増額でございます。

議案第80号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第81号「令和7年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」につきまして、予算書に基づき御説明申し上げます。

予算書の47ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,737万1,000円とするものでございます。

続きまして、第2項、第1表歳入歳出予算補正の内容について御説明申し上げます。

54、55ページを御覧ください。

歳入でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目繰入金は、補正額11万3,000円を追加し4億7,266万円とするものでございます。

1節事務費繰入金の内容は、人事院勧告に伴う人件費増額による繰入金の増額でございます。

議案第81号については以上でございます。どうぞよろしく御願い申し上げます。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいま、議案第74号、議案第80号、議案第81号の説明をいただきました。御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ありがとうございます。

ないようでございますので、市民サービス課の議案審査を終了いたします。

ここで昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時からとします。

（休憩 午前11時49分）

(再開 午後 0時57分)

○南委員長 予定より少し早いですが、全員おそろいですので、引き続き行政常任委員会を開催させていただきます。

次に、福祉保健課の付託議案の説明を求めます。

まず、議案第72号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第72号等の条例の一部改正につきましては、こども・子育て担当参事から御説明させていただきます。

○丸田福祉保健課参事 それでは、議案第72号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」につきまして説明させていただきます。

委員会資料の1ページを御覧ください。通知いたします。

今回の改正は、法律、府令の改正に伴うものであります。

主な改正内容ですが、まず、児童福祉法等が改正され、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されました。これは、これまで児童養護施設や高齢者施設等の職員による虐待についての規定はありましたが、今回、新たに保育所等の職員についての虐待について通報義務等が定められたものであります。

次に、地方限定保育士制度が一般制度化されました。これは、これまで国家戦略特別区域に限られていた制度でしたが全国展開され、認定を受けた都道府県等が実施する地域限定保育士の試験に合格した場合、その区域に限り、一般の保育士と同様に業務を行うことが可能となります。

なお、三重県でも次年度より本制度が導入され、地域限定保育士の試験実施により、受験機会が拡大される予定であります。

次に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の内閣府令が改正されました。これは、これまで、保育所等の健康診断は、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて実施することとされておりましたが、健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を記載したものであります。

具体的には、母子保健法に基づく健康診査、1歳半健診、3歳児健診などになりますが、これが実施された場合には、嘱託医との協議や保護者の同意は必要となりますが、不足している検査項目について行わないことができると定められたものであります。

次に、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の内閣府令が改正されました。これは、条例中の用語修正などが整理されたものであります。

法律、府令の改正に伴う今回の改正対象条例ですが、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例ほか、記載の四つの条例となります。

説明は以上です。

○山口福祉保健課長　　以上が条例改正に係る議案の説明でございます。よろしく
お願いいたします。

○南委員長　　議案第72号の条例に関する説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○中村委員　　この地域限定保育士のことなんですけれども、この地域限定、三重
県やったら何市でも大丈夫なのかということと、あと、この試験に受けられる年齢
制限とかもあるんでしょうか。

○丸田福祉保健課参事　　この制度なんですけれども、三重県については、ちょっ
とまだ詳細の部分がこれからなんですけれども、今現在の情報としまして、通常の
保育士は国家試験ですので、筆記試験と実技試験の二つの試験に合格する必要がある
と。それに対して、三重県が実施する試験では、筆記試験というのは同様にある
んですけれども、実技試験に代わりまして実技講習会というので終了で可となると
聞いております。あと、年齢とか、あと、三重県に住んでいる方は全員対象になる
と思うんですけれども、ちょっとまだ詳細のほうはお聞きしていない状況です。

○中村委員　　あと、仕事内容。その地域限定の保育士にもし認定された場合の仕
事内容としても、通常の保育士さんと同じ職務になるというのも、まだはっきりと
したところは分からない感じでしょうか。

○丸田福祉保健課参事　　その地域に認められた地域においては、通常の保育士さ
んと同様の業務になるというふうには聞いております。

○南委員長　　他にございませんか。

どうぞ。

○仲委員　　地域限定保育士、登録後3年を経過し、一定の実務経験というのは、
その登録後というのは、試験を受けてから実務経験を1年という意味なのか、そこ、
どんなんですか。

○丸田福祉保健課参事　　合格してからの登録になりますので、登録してから3年、
あと、それと、やはり実務経験が必要ということで、計算すると、大体1年分の実

務経験が必要になれば全国で働くことができる登録が受けられるというふうに聞いております。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 今回の参事の答弁の中で、詳細についてはまだ分からないというような答弁、あったんですけども、審査する委員会としても詳細の分からない条例を議案として可決していいのかなという不安があります、実際。これ、どうなんですか、これ、課長。

○山口福祉保健課長 今回、地域限定保育士は、三重県が手を挙げて、来年度以降、この地域、三重県内に限った保育士は、近年のその保育士確保が難しい中で、ある一定、実技については簡素化しようということでこの制度が生まれて、三重県も同様の状況ということで、このような手挙げをしたというふうに聞いておりますが、中での細かいことについては、これから三重県の中でも協議されるというふうに聞いておりますので、また、3月の定例会のときに、詳細なところ、今、御質問いただいた点については回答できると思いますので、また、その際にお答えさせていただきたいと思います。

○南委員長 大方は分かるんですけども、最終的にはですが、そうすると、例えば、規則で決めたり、要綱を設けることもあり得るということなんですか、そうすると。

○丸田福祉保健課参事 こちら、試験は県が行うことになりますので、県が条例を定めるというふうには聞いております。

○南委員長 いやいや、それ、県は……。

○山口福祉保健課長 先ほど、参事も言ったように条例が県のほうでもできまして、細かい規則等も県のほうが作成することになると思いますので、先ほど言ったように、その細かい点について、先ほど御質問いただいたようには、また御報告させていただきたいと思います。

○南委員長 分かりました。

それでは、これで議案第72号の条例改正の審査を終わります。

続きまして、議案第73号、令和7年度の一般会計7号のほうをお願いいたします。

○山口福祉保健課長 それでは、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正

予算（第7号）の議決について」のうち、福祉保健課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金21万8,000円の増額は、2節児童福祉費負担金21万8,000円の増額で、児童扶養手当額の改正に伴う児童扶養手当負担金21万8,000円の増額でございます。

17款寄附金、1項寄附金、5目衛生費寄附金96万1,000円の増額は、1節保健費寄附金96万1,000円の増額で、明治安田生命保険相互会社様から健康増進等の目的で寄附をいただいた寄附金でございます。

次ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入2,347万2,000円の増額のうち、3節民生費雑入2,306万3,000円の増額は、紀北広域連合負担金の前年度精算金でございます。

次に、歳出でございます。

22、23ページを御覧ください。通知いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,443万3,000円の増額のうち、細目社会福祉一般総務費489万8,000円の増額で、負担金、補助及び交付金の紀北広域連合負担金200万8,000円の増額は、紀北広域連合職員人件費等の増額によるものでございます。

次ページを御覧ください。

2項児童福祉費、3目母子父子福祉費65万7,000円の増額は、細目児童扶養手当給付事業65万7,000円の増額で、扶助費の児童扶養手当65万7,000円の増額は、児童扶養手当額の改正に伴う増額でございます。

次ページ、26、27ページを御覧ください。

4款衛生費、1項保健費、3目保健事業普及費130万3,000円の増額は、細目健康増進事業130万3,000円の増額で、役務費8万1,000円の増額及び……。

次ページを御覧ください。

備品購入費121万6,000円の増額及び公課費6,000円の増額は、歳入で御説明した明治安田生命保険相互会社様から健康増進等の目的で御寄附いただいたことから、保健指導等で活用するための公用車購入に係る備品購入費等の増額でござ

ざいます。

以上が令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長 議案第73号の説明は以上です。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようでございますので、議案第73号の審査は終了させていただきます。

続きまして、議案第79号、令和7年度一般会計補正の8号をお願いいたします。

○山口福祉保健課長 次に、議案第79号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決について」のうち、福祉保健課に関する予算について、予算書及び資料に基づき、こども・子育て担当参事より御説明いたします。

○丸田福祉保健課参事 まず、歳入から御説明いたします。

補正予算書の10、11ページを御覧ください。通知いたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金3,700万円の増額は、2節児童福祉費補助金3,700万円の増額で、本補助金を活用して実施する物価高対応子育て応援手当支給事業の実施に伴う増額でございます。

次に、歳出でございます。

予算書の16、17ページを御覧ください。通知いたします。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費3,700万円の増額は、物価高対応子育て応援手当支給事業の実施に伴う増額でございます。

詳細につきましては、委員会資料にて説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。通知いたします。

本事業は、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当を支給するものであります。

支給対象者は、児童手当支給対象児童を扶養する者で、対象児童はゼロ歳から18歳、高校生年代までに加え、令和8年3月31日までに生まれる新生児についても対象となります。

給付額は、児童1人当たり2万円で、対象見込み者数は、児童1,650人であります。

事業費は3,700万円で、内訳は、通信運搬費、口座振込手数料、システム改修業務委託料などの事務費が400万円、補助金、物価高対応子育て応援手当が3,300万円でございます。

歳入は、全て補助率10分の10である物価高対応子育て応援手当支給事業の補助金を活用いたします。

今後のスケジュールですが、児童手当支給対象者に対しては1月上旬に案内を通知する予定です。本補助金は、原則、申請書の提出が不要であるいわゆるプッシュ型で行われるため、案内後、一定期間内までに受け取りを希望しないとの意思を示された方以外に対しては支給決定をし、2月上旬をめぐりに支給したいと考えております。

なお、新たにお子様生まれた保護者や市職員以外の公務員の方などは申請が必要となりますので、1月上旬から申請受付を開始し、2月上旬以降、随時支給する予定であります。

今後、広報紙や市SNSなどを利用して周知を図りたいと考えております。

説明は以上です。

○山口福祉保健課長 以上が福祉保健課の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようでございますので、令和7年度一般会計補正8号の審査を終了いたします。ありがとうございました。

引き続きまして、環境課に入ってください。

それでは、環境課の議案第73号、令和7年度の一般会計の第7号の補正予算の説明をお願いいたします。

○山本環境課長 環境課です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」のうち、環境課に係る予算について御説明申し上げます。

補正予算書の28、29ページを御覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、3目塵芥処理施設費のごみ処理費169万8,000円の補正増については、10節需用費の光熱水費を同額補正するものであります。

これは、清掃工場における電気料金の単価が増となったこと及び本市において30度以上の真夏日が観測史上最多を更新したことにより、エアコン等の使用量が増えたことによるものです。

本予算の説明は以上です。

続きまして、債務負担行為について説明させていただきます。

補正予算書の7ページ、第2表の債務負担行為補正を御覧ください。

環境課に係る分としましては、今回、追加として、中ほどにある指定ごみ袋製造運搬業務委託から廃棄物搬入受付・分別業務委託までの計10件を計上しております。

詳細につきましては、別添資料を基に説明させていただきます。通知します。

今回、計上させていただいております債務負担行為補正の追加は、以前から債務負担行為として計上させていただいているものであります。そのうち、4番目と5番目の焼却残渣運搬業務委託及び焼却残渣処分業務委託は、可燃ごみの焼却残渣を運搬及び処分するための委託料であり、以前までは3年契約を結んでおりましたが、現在の清掃工場の焼却炉は、広域ごみ処理施設が完成するまでの使用となるため、今回は単年で契約するものであります。

その他の債務負担行為につきましては、単価や処理量の増減等により、前回より限度額が増減しております。

詳細につきましては、資料を御確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で環境課に係る補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○南委員長 説明は以上でございます。

ただいまの説明に対して御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長 ないようでございますので、環境課に係る議案説明の審査は終了いたします。ありがとうございました。

次に、水産農林課に入ってください。

よろしいですか。

それでは、水産農林課の付託議案、議案37号、尾鷲市の7号の説明を求めます。

○芝山水産農林課長 水産農林課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」のうち、当課に関する内容を補正予算書にて説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。

補正予算書12ページ、13ページを御覧ください。通知いたします。

○南委員長 お願いします。

○芝山水産農林課長 15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金30万2,000円の増額でございます。内容は、1節農業費補助金で、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金147万2,000円の増額と指定管理鳥獣対策事業交付金で117万円の減額の差引き30万2,000円の増額となったものでございます。内容は、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金の増額は、これは、有害鳥獣の捕獲奨励金に対する県補助金の割当額の確定による増額で、昨年度の捕獲頭数の実績が多かったことなどにより増額となったものでございます。

指定管理鳥獣対策事業交付金の減額、これは、いわゆる熊類総合対策事業で、当初予算での180万円の申請に対し63万円の割当てとなり、117万円の減額となったものでございます。これは、国の割当てが熊による人身被害等が多発している北海道、東北エリアに重点的に割り当てられたことによるもので、三重県等の市町では、大幅な減額となって割り当てられたものでございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入で、内訳は、1節土地建物貸付収入、農林関係土地貸付料2万円の増額でございます。これは、電源開発送変電ネットワーク株式会社の栗の木谷という又口のごみ焼却場から尾鷲側に山の尾根をかなり中に入ったところになります。そこに送電線が張られており、その送電線設備保全工事による資材運搬のためのヘリ荷下ろし場の貸付料でございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目農林水産業費寄附金3,730万円の増額は、1節林業費寄附金で、地方創生応援寄附金1,500万円は、株式会社あきんどスシロー様からのゼロカーボンシティでの尾鷲ネイチャーポジティブコンソーシアム事業への企業版ふるさと納税の寄附で、ゼロカーボンシティ推進基金に積み立て、新年度事業での財源とさせていただきます。

林業振興事業寄附金2,230万円は、尾鷲みどりの協会様からの令和7年度分の寄附金が入金されたものによる計上でございます。この寄附金につきましては、毎年、当初予算にて林道工事や獣害捕獲奨励金、木育体験事業などの事業を歳出計

上させていただいており、歳入につきましては、寄附をいただいたタイミングで補正計上させていただいているというものでございます。

次のページをお願いいたします。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入2,347万2,000円の増額のうち、当課に関するものは、5節農林水産業費雑入40万9,000円の増額で、これは、先ほど説明いたしました栗の木谷辺りでの電源開発の送電設備保全工事に伴う市有林のスギ14本、ヒノキ7本、雑木15本の計36本を伐採した立木伐採補償料でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

補正予算書30ページ、31ページを御覧ください。通知します。

それぞれの費目における人件費は、総務課にて説明させていただいておりますので、割愛いたします。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費は、財源更正でございます。先ほど歳入で説明いたしました県補助金、農業費補助金で、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金147万2,000円の増額と、指定管理鳥獣対策事業交付金で117万円の減額の差引き30万2,000円の増額となったことによる一般財源を国県支出金に財源更正したものでございます。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

予算書7ページにお戻りください。通知いたします。

第2表債務負担行為補正の当課に係る分は、下から五つ目、森林測量管理システム使用料と、その下、ゼロカーボンシティ推進業務委託の二つでございます。

森林測量管理システム使用料は、森林環境譲与税を用いた森林管理として、人工衛星での測量データを管理するシステム使用料で、令和8年度から12年度までの5年間で129万6,000円を限度額として設定するものでございます。

ゼロカーボンシティ推進業務委託は、総務省の制度にのっとりた地域活性化起業人での企業で勤務する社員との個人契約による副業型の委託料で、今年度から契約をしております日本郵政株式会社の萩野泰史氏と令和8年度分として特別交付税の対象となる200万円を限度額として設定するものでございます。

以上で水産農林課に係る議案第73号、尾鷲市一般会計補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認くださいますよう、お願いいたします。

○南委員長 説明は以上です。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようでございますので、水産農林課に係る議案第73号の審査を終了いたします。ありがとうございました。

続きまして、商工観光課、お願いいたします。

商工観光課に入ってくださいました。

午後からスムーズに会議が運用されていますので、よろしくをお願いいたします。よりスムーズにいくように。

それでは、商工観光課に係る議案第64号と議案第65号も併せて説明をお願いいたします。

両方オーケーですか。

それでは、お願いいたします。

○濱田商工観光課長　　商工観光課です。よろしくお願ひします。

それでは、商工観光課に係る議案について説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。通知します。

議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」につきましては、次のページ、議案書2ページを御覧ください。

本条例案及び議案書4ページからの議案第65号「尾鷲市駐車場条例の制定について」につきましては、令和7年3月11日に開催いただきました令和7年第1回定例会行政常任委員会において、条例素案について、条文ごとの説明、議会改選後の7月18日に開催いただきました行政常任委員会においては、これまでの経緯や令和6年度からの主な取組内容、4月1日から4月30日まで実施いたしましたパブリックコメントの意見の概要及び回答、5月10日から6月1日まで実施いたしました九鬼観光駐車場及び三木里海岸駐車場2か所での実証実験の結果、パブリックコメントを受けての新旧対照を基にした条例修正案を説明させていただきますが、今回、制定に向けて本定例会に議案を上程させていただきますので、改めて条文ごとに説明をさせていただきます。

それでは、1条から説明させていただきます。

第1条は、条例の設置の目的であり、本条例は、海岸区域に近接して住宅が存在する地域的な特性に鑑み、海水浴場の利用に関し、市及び利用者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、海水浴場を安全にかつ安心して利用することができるようにすることを目的として新たに制定するものであります。

第2条は、本条例における用語の定義となります。

第3条は、本条例の適用期間であり、海浜使用は自由使用が原則との県の御意見も踏まえ、海水浴場の開設期間と限定させていただいております。

なお、開設期間につきましては、本年度は7月18日から8月17日までの1か月間となっております。

第4条は市の責務、第5条は利用者の責務を定めさせていただいております。

第6条は、本条例の適用期間に限られますが、禁止行為となっております。特に地区からは、直火禁止やバーベキューによる臭気などの苦情をいただいておりますので、第5号において、たき火をし、または火気等を使用する調理器具を使用すること、つまりは、海水浴場開設期間中は、同エリア内においては一切の火気使用を禁止させていただいております。

なお、パブリックコメントにおいて多く寄せられました火気使用可能エリアの設定につきましては、本年度は、海水浴場の隣接地にある名柄地区エリアを県に海岸保全区域等内占用協議書を提出し火気使用及びキャンプ場可能エリアとして設定させていただきましたが、現在、三木里地区会におきまして、駐車場及び天然海浜での直火禁止に向けた代替地として、海水浴場近接地へのエリア設定に向けた準備を進めていただいていると伺っておりますので、本市といたしましては、今後は、そちらのエリアへの誘導を進めてまいりたいと考えております。

第6号におきましては、テントその他簡易な宿泊の用に供することができる用具を用いて野営することを禁止させていただいております。熱中症等予防のため、テントなどを張ることそのものは禁止しておりませんが、海水浴場での野営、つまりは宿泊することは禁止させていただきます。

今後は、例えば、三木里海岸近くにある三木里地区会が準備いただくエリアや設備が整った民間のグランピングやキャンプ施設の御利用をお願いしたいと考えております。

次のページ、3ページを御覧ください。

第7条は、第6条に定める行為をした者に対して必要な指導または勧告と、従わない場合に必要な措置を講じる旨を規定したものであります。罰則規定の設置を強く求める御意見もありましたが、初めての取組であり、制定後の運用状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

なお、他法令の規制状況といたしましては、昨年7月8日開催の行政常任委員会で説明させていただいたとおり、空き缶等ポイ捨てについては軽犯罪法や廃棄物の

処理及び清掃に関する法律で、砂浜への車両の乗り入れについては海岸法、施設への落書き及び破損については刑法、夜間における静穏を害する行為及びモーターボート等による危険行為については県の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例により罰則が定められております。

第8条は業務委託に関する規定、第9条は委任規定となっております。

施行日は、公布の日から施行とさせていただきます。

続きまして、議案第65号「尾鷲市駐車場条例の制定について」説明させていただきます。

今回、7月18日に開催いただきました行政常任委員会において、新旧対照表によりパブリックコメントを受けての変更点について説明させていただいておりますが、今回の議案上程に当たり、再度条文精査を行い、一部、表現等を修正させていただいております。

修正点につきましては、行政常任委員会資料1の尾鷲市駐車場条例新旧対照表を作成いたしておりますので、該当箇所につきましては、議案書と併せて説明させていただきます。

それでは、議案書5ページを御覧ください。通知します。

第1条は、条例の設置の目的であり、本条例は、駐車場法及び道路法に基づき、市が設置する路外駐車場の設置等に関し必要な事項を定めるものであります。

行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。通知します。

目的規定につきましては、より適正な表現に修正させていただいております。こちらは、本市の他の条例等を見た中での修正となっております。

議案書の5ページにお戻りください。通知します。

第2条は、駐車場の名称及び位置であり、商工観光課所管の九鬼コミュニティーセンター前の砂利の部分となる九鬼観光駐車場と建設課管理の三木里海岸駐車場、第1駐車場と名柄駐車場の2か所であります。

第3条の供用時間等は、7月18日の行政常任委員会でも説明させていただいたとおり、九鬼観光駐車場につきましては、利用状況も加味し、午前5時から午後10時まで、三木里海岸駐車場につきましては、閉鎖時間につきましては、三木里地区会の意見交換の場において、住宅と近接していることから午後6時までにしてほしいとの強い要望がありますので、午前5時から午後6時までとさせていただきます。

第4条の駐車場に駐車できる自動車は、駐車場の入り口の広さ等も勘案し、道路

交通法第3条及び道路交通法施行規則第2条に定める大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車、つまりは、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車とさせていただきます。

第5条は使用料であり、パブリックコメントや近隣市町の状況を踏まえ、九鬼駐車場及び三木里海岸駐車場ともに、1日を上限に、1回1台につき1,000円とさせていただきます。

行政常任委員会資料1ページを御覧ください。通知します。

7月18日の行政常任委員会での説明時では、新旧対照表の旧に記載のとおり、使用単位を「1日」と表現しておりましたが、駐車場の使用が終わった場合、1日の使用を拘束するのではなく、違う方が使用できたほうがいいのではないかの御意見もいただいております。駐車場の業者にも確認したところ、システム上、可能という返事もいただいておりますので、稼働率アップにもつながりますので、使用単位を明確にするために、「1日を上限に1回1台につき」に変更させていただきました。それに併せて、第5条に第3号を追記し、1回の始期及び終期を明確するために、「入庫から出庫まで」と条文上明記させていただきます。

なお、歳入となる使用料の使い道といたしましては、三木里海岸や九鬼のオハイの管理等に係る経費などに充当させていただきたいと考えております。

議案書6ページにお戻りください。通知します。

第6条は使用料の減免、第7条は使用料の還付、第8条は駐車の拒否に係る規定となっております。

第9条は、駐車場における禁止行為であります。

本駐車場条例につきましては、最初に説明させていただきました議案第64号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」の海水浴場開設期間中の期間限定とは違い、通年での管理であり、尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例で規制し切れない部分を補完的に規制させるものでもあると考えております。このことから、第4号に規定するとおり、駐車場内での普通自動車等やモーターボート等の洗浄、たき火または火気等を使用する調理器具の使用、その他、駐車場の目的以外の使用に供する行為を禁止させていただきます。今後は、火気使用及びキャンプ場としての利用はできませんので、例えば、先ほども述べましたが、三木里地区会が準備いただくエリアや設備が整った民間のグランピングキャンプ場の御利用をお願いしたいと考えております。

第10条は、駐車場の施設または設備等を損傷し滅失した場合の損害賠償、第1

1 条は、駐車場における事故等に関する責任の所在となっております。

第 1 2 条から、次のページ、7 ページ……。

7 ページを御覧ください。

1 4 条までは、駐車場の管理において、指定管理制度を導入する場合の関連規定となっております。

第 1 5 条は、委任規定であります。

行政常任委員会資料 2 ページを御覧ください。

新旧対照表の 8 条及び 9 条につきましては、条文上の表現等の整合性を図らせていただいたものであります。

次のページ、3 ページを御覧ください。

第 1 0 条、第 1 2 条及び第 1 5 条につきましても、条文上の表現の整合性、法令名の追記等となります。

最後の附則につきましては、公布の日から起算して、7 月を超えない範囲において、規則で定める日から施行するとさせていただいております。こちら、7 月 1 8 日の行政常任委員会で説明させていただいた際は 6 月としておりましたが、地区との話や駐車場整備を勘案し、施行日までのプラス 1 か月余裕を持たせていただいております。

条例施行につきましては、本市で初めてとなる駐車場の有料化であり、円滑な実施のためには一定の周知期間が必要であると考えていることから、このような表現にさせていただいております。

補足となりますが、三木里海岸駐車場につきましては、本条例及び関連予算をお認めいただきましたら駐車場整備を進め、来年度早々から速やかに実施してまいりたいと考えております。

また、九鬼観光駐車場につきましては、同じく、本条例及び関連予算を認めていただいた上で、こちらは駐車場整備が 3 月以降となり、また、来年 2 月頃に九鬼地区会の皆様に対する有料化までのスケジュール等の説明会の開催や、町内の皆様への 3 月市広報への有料化のチラシの折り込み配布による周知、有料化によるトラブルを防ぐため、利用者の多いゴールデンウィークは避けたほうが良いという御意見も九鬼からお伺いしておりますので、そうした御意見を踏まえた上で、早くとも来年 6 月 1 日以降の有料化となる予定であります。

以上が議案第 6 4 号「尾鷲市安全で安心な海水浴場の確保に関する条例の制定について」及び議案第 6 5 号「尾鷲市駐車場条例の制定について」につきましてはの説

明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○南委員長　　ありがとうございます。

ただいま、議案第64号、三木里海岸の確保の条例制定と、同じく議案第65号、三木里駐車場、九鬼駐車場の条例制定の説明を受けました。

ただいまの説明で御質疑等、ある方。

○西川委員　　まずは、この1台ってなっておるんですけど、バイクの場合だと、4台ぐらい、スペースありますよね。そういうときは、4台分払うんですか。

○濱田商工観光課長　　基本的には、バイク1台1,000円というふうに考えております。

○西川委員　　それは、ちょっとえぐくないですか。4人のグループで三木里へ行くぜって言って、車1台のスペースに4台とめて4,000円というのは、ちょっとそれは……。ちょっと融通を効かせたほうがええんじゃないかなと思うんですけど。

○濱田商工観光課長　　すみません、それについては、ちょっと改めて、導入までにきちんと検討させていただきます。

○西川委員　　鬼のような課長ですね。

それと、あと一つ聞きたいのは、夜間とか朝の開閉状況、チェーンか何かで規制するんでしょう。

○濱田商工観光課長　　チェーンとかいろんなことも考えたんですけど、現状は、監視カメラによる監視に、まずさせていただこうかなと考えております。

○西川委員　　じゃ、もう、3日借りっ放しで、その区画を、予約入れっ放しで、とめておっても、やっぱり夜は移動させなあかんのですか。

○濱田商工観光課長　　移動していただく、利用時間可能以外は移動していただくということを考えております。

○西川委員　　僕、去年、知り合った方で、物すごくマナーのよいキャンパーの方がいて、その人は、本当に、僕、1週間、三木里で仕事やらせてもらったんですけど、もう本当にマナーのよい人なんですよ。西川さん、これ、キャンプ、これ、できんなったら、僕ら、もう行くところがないと。三木里、ええところで行きたいという人に僕は個人的に連絡せなあかんのですよ。ということは、もうキャンプも全面禁止で、もう三木里へ来ないでくださいって言うておったほうがいいですよ。

○濱田商工観光課長　　三木里も、多分、高速、降りたところにキャンプ場がある

と思いますし、今度、三木里地区会さんが近接のところにきちんと土地を整備されて、そういう泊まれるスペースであるとか直火をできるようなスペースを設けて、キャンプとかそういうバーベキューができるようなところを造られるというふうには聞いておりますので、そちらへ誘導させていただこうかなというふうには考えています。駐車場内での宿泊とかあれば、もうお断りさせていただこうかと考えています。

○西川委員　でも、三木里では、もう夜は泊まれないと伝えたほうがいいですね。

○濱田商工観光課長　三木里の市の駐車場においては泊まれないというて伝えていただければ、お願いします。

○西川委員　じゃ、その違うずれたところは、泊まってもええんですか。駐車場の区画じゃない場所は、ありますよね。例えば、知り合いの家の駐車場であったり。

○濱田商工観光課長　当然、市の駐車場だけで全部できるものと思っていないので、民間の方の駐車場とか広場もありますので、そちらは、その所有者の方に相談していただいて泊まっていたくのは別にいいかなという。三木里そのものが全部キャンプが禁止というわけではないので、駐車場の今回有料化する駐車場エリア内でのキャンプは御遠慮くださいという形になります。

○西川委員　じゃ、最後に、もう、そのエリア外だったら、オーケーなんですね。

○濱田商工観光課長　エリア外として市として規制するものではございません。

○西川委員　分かりました。

○南委員長　他にございませんか。

○仲委員　私でいいですか。

○南委員長　仲委員。はっきり言わないかんの。二人……。仲委員、お願いします。

○仲委員　海水浴場の確保等に関する条例、何回か説明を受けているんですけどね、今回、その名柄地域については、いろいろ案を練っておったけど、三木里区のほうで近接エリアに火気を使える指定する場所、キャンプエリアを、今後、進めていくという話があったんですけど、そういうことを前提にして、海水浴場を設置する、海水浴場として設置する場所というのは、エリアは、きちっと図面上で概略部をお示しするんやね。そこら、まず、1点。

○濱田商工観光課長　またホームページ等ではお示しさせていただきますが、基本的には、この前、県から占用許可を出して貸していただいた部分というのは、通常、届けの中の海水浴場に入っていないということですので、その辺は、きちんと

明示はさせていただこうと考えています。

○仲委員　　そうすると、名柄地区の前のあそこは、海水浴場ではないですね。ということは、あれは県が管理するということで、今回の条例対象にはならないということで理解したらよろしいですね。

○濱田商工観光課長　　届けはしませんので、県の管轄であると、今回の条例対象外であるというふうに考えております。

○仲委員　　最後に。条例で概略把握すると、海水浴場というエリア内ではキャンプもできんし火も使えないということで理解はいただけると思うんですわ。そうしたら、ちょっと頭ひねったら、名柄地区でキャンプできるんやなという話になっていくんやけど、そこら、どうします、対応は。

○濱田商工観光課長　　尾鷲市としても、例えば、この前、直火禁止やキャンプに貸して使用する場合につきましては、県の占用許可の届けを出して、許可をもらって、そこに同意をもらってしていますので、そういう使い方をするんであれば、県に対してそういう手続が必要なんじゃないかなというふうには考えています。

○仲委員　　最後。その名柄地域については、県が全て管理をするということで理解してよろしいですね。

○濱田商工観光課長　　そのような理解でいいと思います。

○中井委員　　資料1の3ページの13条から15条のところ、この条例の施行について必要な事項は市長が別に定めるというふうにあるんですけども、その別というのは、どの辺り。規則の……。

○濱田商工観光課長　　条例施行部分って、ちょっと検証はさせていただいて、他市町も見せていただいておりますけど、実際のところ、海水浴場に関しては、あまり規則事項というのは載っていないというのが正直なので、現状は特になくて、必要に応じてやっぱり追加させていただこうかなというふうに感じています。

場所によったら、先ほど、仲委員おっしゃったように、海水浴場の開設範囲を、届出範囲を、きちんと規則上で明示していたりとか、海水浴期間を何月から何月までびしっと書いて規則に載っているところもあるんですけど、尾鷲市の場合、条例上、県に届出する海水浴場というので、そこで届出のものが出るので、それは、多分、いろんなホームページで明示すれば足りる話だと思うし、規則上で、例えば、1か月とうたってしまうと、先ほど言った地区から要望が出て、ちょっと延ばしてくれというような話になったときに規則改正しなないとなかなか対応できないというがあるので、そこは、予算上の部分での対応のほうがいいのかなというふうに考

えております。

○中井委員 分かりました。いろいろ地区民からいろいろ要望とかは、この条例以外にも上がっている部分もあると思うので、そこら辺は、また丁寧に御回答いただければと思います。

○濱田商工観光課長 その後、確かに、地区の方からもいろいろお手紙、頂いたり、やっぱりバーつきじゃないと管理ができないんじゃないかという御意見とか御心配で、例えば、看板にはこういう明示したほうがいいんじゃないかという、非常に前向きなお手紙も頂いているのも事実であります。確かに、バーつきも、以前説明させていただいたとおり、今、初期導入費がやっぱり1,500万とかかかって、年間の維持費がかかるという部分があって、当然、その選択肢がないわけではないんですけど、やっぱりいろんなところへ聞くと、営業所がなくて壊れたときに修理が行けないとか、民間の施設の方も使ったところに聞くと、結構壊されて、修理の緊急対応がなかなかできないというようなお話も伺っていますので、今回は、実証実験でしたような形をベースにしてやりつつ、その運用状況を見て対策は考えていきたい。また、やっぱり、駐車場の有料化のところが一番言われるのが、やっぱり収益性を見て導入させてもらいたいというところがあるので、このぐらいの規模であれば、なかなかそこまでの収益性、そのバーつきにしてまでの収益性ができるという部分は、相当ちょっとハードルが高いかなというふうに考えています。また、その辺は、丁寧に対応させていただきます。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようでございますので、議案第64号と議案第65号の条例制定の審査を終了いたします。

引き続きまして、議案第73号、令和7年度尾鷲市の補正予算(第7号)の説明をお願いいたします。

○濱田商工観光課長 次に、議案書24ページ、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」のうち、商工観光課に係る分につきまして、お手元に配付の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算書(第7号)及び予算説明書により説明させていただきます。

補正予算書34、35ページを御覧ください。通知します。

6款商工費、1項商工費、3目観光費につきましては、補正前額8,265万9,

000円に対し、補正額269万5,000円を増額し8,535万4,000円とするものであります。内容といたしましては、議案第65号「尾鷲市駐車場条例の制定について」に関連した観光駐車場整備事業に係る経費であります。需用費で、駐車場整備に係る消耗品として23万9,000円の増額、役務費で77万円の増額で、九鬼観光駐車場及び三木里海岸駐車場における看板設置手数料49万5,000円と、各駐車場における監視カメラ設置に伴う観光駐車場等電源設置手数料27万5,000円、不正利用等の防止や駐車場内での禁止行為の確認を行うため、クラウド上での24時間監視及び録画保存を可能とする監視カメラ、九鬼観光駐車場2台、三木里海岸駐車場の三木里2台、名柄1台の計5台の購入費168万6,000円であります。

行政常任委員会資料4ページを御覧ください。通知します。

先ほど、条文ごとに説明させていただいておりますので、重複説明となる部分は、必要に応じて説明を割愛させていただきますので、御了承ください。

1の観光駐車場の整備事業の目的といたしましては、尾鷲市駐車場条例を制定し、公益性の確保を図るとともに、観光地における公平で適正な駐車場利用の促進を図り、地域の実情に応じた管理運営体制を確立することで、観光地のマナー違反の抑制及び管理経費等の財源確保を目的としております。

2は、事業の概要です。対象駐車場は、九鬼観光駐車場約50台と三木里海岸駐車場、三木里46台、名柄15台です。

九鬼観光駐車場につきましては、現在の利用可能台数が18台となっております。これは、同一エリアの一部を九鬼地区における県発注の砂防工場用の工事事務所、資材置場、トイレ等に来年2月28日まで行政財産の目的外使用許可を出しておりますので、それ以降は30台程度の駐車場の増加となる予定であります。

実施内容といたしましては、九鬼、三木里2か所の有料化であります。

利用可能時間は、先ほども述べさせていただきましたが、九鬼が午前5時から午後10時まで、三木里が午前5時から午後6時までとなります。

使用料金は、1日を上限として、1回1台につき1,000円、1時間程度の短時間利用や、三木里においては、港湾利用者用駐車場として、九鬼、三木里、前回の委員会でも御指摘ありましたが、5台ずつの無料駐車場を設けさせていただいております。

駐車場整備に当たりましては、条文の禁止行為を明記した看板の設置や、不正利用等の防止や駐車場内での禁止行為の確認を行うため、クラウド上での24時間監

視及び録画保存を可能とする監視カメラの設置などを行う予定であります。

3の事業費につきましては、先ほど説明させていただいたとおりであります。

続きまして、補正予算書にお戻りいただきまして、第3表債務負担行為補正について説明させていただきます。

補正予算書の7ページを御覧ください。通知いたします。

商工観光課に係る債務負担行為につきましては、下から3件であります。

まず、下から3段目の尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設機器保守点検業務委託について、期間を令和8年度まで、限度額を544万5,000円とするものであります。

次の2段目、公衆便所清掃業務委託につきましては、商工観光課が所管しております尾鷲駅前公衆便所、黒の浜公衆便所、駅前ビジターセンター公衆便所、向井八鬼山入り口の公衆便所の4か所のトイレの清掃に係る業務委託について、期間を令和8年度、限度額を75万2,000円とするものであります。

最下段の三木里野鳥の小径等管理業務委託につきましては、表土の補修や雑草の除去、施設の点検補修や、名柄一里塚公衆トイレの清掃などに係る業務委託となっており、期間を令和8年度、限度額を81万円とするものであります。

なお、昨年度、債務負担行為設定時は、三木里地区観光トイレ清掃業務委託として、三木里地区にあります観光トイレ2か所と、名柄一里塚公衆トイレの清掃に係る業務委託もありましたが、そのうち、観光トイレ2か所につきましては、令和8年度は、建設課の三木里海岸・名柄海岸施設清掃業務委託において一括して計上させていただいておりますので、商工観光課の債務負担行為額からは除かせていただいております。

以上、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」のうち、商工観光課に係る補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○南委員長　ただいまの説明に対して御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　ないようでございますので、商工観光課の所管の審査を終了いたします。ありがとうございました。

ここで10分間休憩します。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 2時04分)

○南委員長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

次に、建設課に入ってくださいまして、今日、教育委員会まで、もう終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、建設課の所管の議案第73号の説明をお願いいたします。

○塩津建設課長 それでは、議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の議決について」のうち、建設課に係る予算について説明いたします。

通知いたします。

債務負担行為補正について説明いたします。

補正予算書8ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正で、8ページの表の上から1行目、刊行物掲載単価データ利用料で、限度額22万5,000円であります。これは、土木施工単価などといった建設課で購入している刊行物のデータの利用料でございます。期間は、令和8年度です。

次に、表の2行目、三重県自治体共同積算システム利用料で、限度額249万円です。これは、現行で利用しております積算システムの使用期間が延伸されたためのもので、契約期間は、令和8年度下半期から令和11年度までの3か年半であり、三重県を含めた県下市町では、土木工事の発注金額の算定の際に、この共同積算システムを利用しております。このシステムの利用料につきましては、三重県が県下市町の全利用者人数を取りまとめた上でシステム会社と契約し、その額を各市町の利用人数に応じて割り当てているものでございます。

続きまして、同表、上から3行目、尾鷲港公衆便所清掃業務委託料であります。期間が令和8年度の1年間で、限度額が102万9,000円。これは、尾鷲港にあります天満公衆便所、長浜公衆便所、市場横の屋外公衆便所、以上3か所の公衆便所の清掃業務委託であります。

続きまして、同表上から4行目、三木里海岸・名柄海岸施設清掃業務委託であります。期間が令和8年度の1年間で、限度額が285万6,000円。これは、三木里海岸の施設及び3か所の公衆便所、こちら、先ほど商工観光課のほうからも説明がありましたと思いますが、県所管の建設が委託されているトイレ1か所と商工観光課の観光トイレ2か所、合わせて3か所の公衆便所の清掃業務委託でございま

す。これと、名柄海岸の施設及び2か所の公衆便所の清掃業務委託料を合わせたものでございます。

議案第73号「令和7年度尾鷲市一般会計補正予算（第7号）の議決について」に係る建設課の説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方。

○西川委員 課長、すみませんけど、僕は、結構、魚市場の浜の辺り、よく散歩するんですけど、浜のトイレは、分かる、あの市場のところのトイレ。

○塩津建設課長 はい。

○西川委員 あそこを、この間もホース破れて水が吹き出して使えなかったし、それは修理してもらったのは見たんですけど、中がもう非常に汚れていますよね。それと、あと、不穏当な発言やけど、ペンキがはげてきていますよね、外部のペンキ。とか、ああいうのをもっと、イタダキ市とか花火とか、お客さんが来るんだったら、まず、ああいうところからきれいにちょっと予算つけてもろうてしてほしいなと思うんですけど、ちょっとはげはげの中、ほこりまみれというのは、あまりよいイメージがせんと思いますので、そこ、ちょっと考えておいてください。

○塩津建設課長 確かに、ホースとか塗装の修繕に関しましては、三重県のほうにお願いして、していただくところになりますので、こちらから言わせていただきますが、確かに汚いという苦情は建設課のほうにもいただいておりますので、今後、清掃業者のほうにもちゃんと指導して、天井のほうも含めてきれいにするように指導したいと考えております。

○西川委員 見た目の外部とかの、県なんですか、あれ、管理は。

○塩津建設課長 もともと県が建設したトイレで、管理を建設課のほうで、港湾施設のところで受けているという状況でございます。

○西川委員 そうしたら、もう管理も、ペンキ塗ったって、あまりちょっと見た目がみすぼらしいし、周りも雑草とか結構生えてきておるもので、あんなのなら美観的にもちょっと……。僕、そこだけしか見ていないんですけどね。考えておいてください。

○塩津建設課長 また県のほうとも相談しまして、進めさせていただきます。

○南委員長 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　確かに、西川委員さん言われるように、あの海岸沿いのトイレは、あまり僕もきれいでないように感じております。できるだけ県の管理のほうは県のほうへ言っていただいて、市は、市としても常時の管理やってみえるということで、この業者のほうに指導を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。
よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　じゃ、建設課の審査は終わります。ありがとうございました。

引き続き、教育委員会に入ってください。

教育、準備よろしいですか。

それでは、教育委員会の審査に入らせていただきます。

まず、最初に、議案第71号の尾鷲市奨学金貸与条例の一部改定に入る前に、もし教育長のほうから何かあれば。

○田中教育長　じゃ、よろしくお願いいたします。教育委員会でございます。

議案第71号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」など、教育委員会に係る議案につきまして説明いたさせますので、よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○南委員長　それでは、奨学金の貸与条例の一部改正について、教育総務課長より説明をお願いします。

○柳田教育委員会教育総務課長　教育総務課です。よろしくお願いいたします。

議案第71号「尾鷲市奨学金貸与条例の一部改正について」につきまして、委員会資料を用いまして説明をさせていただきたいと思っております。

通知いたします。委員会資料1ページを御覧ください。

今般の急激な物価高騰は、学生生活に係る費用にも大きな影響を及ぼしており、学生及びその保護者の経済的負担は、年々増加しております。こうした状況に対応し、教育支援、子育て支援を推し進めている尾鷲市として、未来ある学生たちが経済的な不安なく学業に専念できる環境を整えるため、今回、奨学金貸与額の増額について議案を上程いたしましたところでございます。

本改正では、大学、短期大学等、高等専門学校、高等学校の区分において、貸与額のベースアップを図りたいと考えています。具体的には、年額を資料の表のとおり、大学、短期大学等では、現行の30万円または36万円を36万円または60万円へ、高等専門学校、高等学校につきましても、表のとおり増額いたします。

なお、本改正は、議案をお認めいただいた後に令和8年度の新規貸与者からの適

用を予定します。

次ページを御覧ください。

国の実態調査などを基にした増額幅の算出根拠につきまして、説明させていただきます。

これまでの調査によりまして、本市の奨学金は、生活費に充当される実態が明らかとなっておりますので、生活費相当額を基に試算を行いました。

大学、短期大学等におきましては、都市部の家賃相場や生活費を勘案し、自立して生活ができる最低限の水準として、月額最大5万円と設定いたしました。

高等専門学校におきましては、寮費等の実情を参考に、月額最大3万円、高等学校におきましては、補助学習費や校外活動費に係る費用ということで、月額最大2万円を予定しております。

次ページを御覧ください。

貸与後の償還ルールについての変更でございます。

貸与額の増加に伴う卒業後の負担過重を避けるため、期間を現行の貸与期間の2倍から3倍へと延長しようと考えております。大学で最高額を借り受けた場合、総貸与額は144万円から240万円へ増額しますが、返済期間の延長により、年間の償還額は、現行の18万円に対しまして、年額20万円と微増にとどめることができます。

また、高専や高校の区分におきましては、年間の額は据置きまたは軽減される設計となっております。

以上のように、今回の改正案は、在学中の十分な経済的支援と卒業後の無理のない返済計画を両立を目指し、子供たちの学びの機会を保障するための改正となっております。

説明は以上でございます。

○南委員長 議案、貸与条例の一部改正についての説明は以上です。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○仲委員 36万円が60万に増額されたと、それは月5万という計算なんですけど。これ、36万というのは、大学ということによろしいですね。

○柳田教育委員会教育総務課長 そのとおりです。

○仲委員 実際、物価高があって、都会でのその学生生活が大変だという現状が多分あると思うんですけど、実際、36万が60万に上がるということは、本来は、数年前から、本来、上げるべきだったという感覚があるわけですけど、それはとも

かくとして、この条例の改正により、今、在学中の方も60万になる対象になるかどうか、もう一点は、卒業して市内に就職した場合の免除、そこらについて、ちょっとお聞かせください。

○柳田教育委員会教育総務課長　今回の条例改正に関しましては、お認めいただいた後の令和8年度の奨学金の貸与者から対応となりますので、現在、貸与していただいている方に関しましては、現行どおりの金額で変わりなしということになります。

また、委員御質問のとおり、一旦、尾鷲を出られて学ばれた後、尾鷲へ帰ってきて、尾鷲の企業であったり、水産業、農林業等の生業に就かれた場合、5年間尾鷲に残られれば貸与額は全て免除されるという事業があること、また、今年度からはUターン者に対しての事業もございまして、一旦、外で働いて、その後に尾鷲に帰ってきた方も、そこからの奨学金の貸与免除というのもあります。また、以前より御質問もありますが、中には企業が代理返済というような形で企業が奨学金を代理で返済される、また、企業としては、そういったことをやっておるということで人が集められる、また、その返済に関しましては、税法上、全額損金として扱われるなど、そういった事業もありますので、そういったことを含めて、またPRのほうをさせていただければなと思っております。

○仲委員　今の答弁でいうと、現行の例えば1年生から3年生までは、来年度、1学年上がるので、現行というのは30万ということですね。

今回の改正によって60万に上げたということは、月5万の生活費、最低限度が要するという考え方の中で、在学学生も、やっぱり5万、要るんですよ。それが、申請時において5万であったから、今度の制度で対象にはならない。この1年生からは、入学期から60万になるというのは、選択肢があってもいいと思うんですけど、返還の期間の関係で。そこらは、どう考えていますか。

○柳田教育委員会教育総務課長　現在のところではございますが、一応、その契約というような形の中で4か年、大学であればですけども4か年の契約を執り行って貸与を行っていること、また、その保証人も2名必要ということで、そういった金額も含めた了解を得た上でやっておるというようなこともありますので、現状のこの条例のままであったり、現状のこの考え方のままであると、なかなか、今、借りていただいております今まさに大学1年生から4年生の方に関しては変更というのは難しいかなとは思いますが、御質問のとおり、この今、在学中の方においても物価高騰のあおりを受けておるということを確認した上で、一度持ち帰らせ

ていただいて協議のほうをさせていただければなと思いますので、よろしいでしょうか。

○仲委員 オッケーです。

○南委員長 他にございませんか。

○西野副委員長 全国で通信制の大学に通っている人が18から20万人おるんですけど、この奨学金の話は、通信制の大学とか通うのにも行けますか。

○柳田教育委員会教育総務課長 現在のところ、尾鷲市のこの奨学金の状況におきますと、全日制の学校というような形で対象としておりますので、また、通信制の学校への対応をするとすると諸々の課題もございますので、現在のところは対象とはしておりません。

○西野副委員長 やっぱり、でも、キャリアアップとか資格取得とかに通信制の学校を選ばれる社会人が多いと思うので、また、そこら辺、考慮をお願いいたします。

○柳田教育委員会教育総務課長 現在、一旦、学校を終えて就職された後に、やっぱり大学で頑張ってみたいというような思いもあって、通信制の大学へ行かれたり、一旦、就職を退職して、さらに大学へ入り直すというようなことも、大学であったり専門学校へ入り直すということもあります。現状の奨学金の制度では、年齢の制限は、実はないんです。ただ、一方で、奨学金の審査規定の中に、学校の推薦書であったり、学業の成績証明書というものが必要になるんですが、その成績証明書自体、保存年限が5年と聞いておりますので、ちょっとそれを超えてしまうと成人の方のその対象がなかなか難しいのかなというふうには思っております。

ただ、一方で、そういった需要……、需要といいますかお考えの方、また、そういった方が尾鷲に戻ってこられて定住されるというようなことがあれば、今回、私どもは、学資が非常に少ない困難な者に対してという奨学金の家庭はありますけれども、一方では、その定住施策であったり人員確保など、様々な要因があると思いますので、そういった側面からの支援というものも、関係各課ともちょっと協議をしなくてはいけないかなというふうに考えます。

○西野副委員長 この奨学金と病院の奨学金は、併用できますか。

○柳田教育委員会教育総務課長 可能です。

○西野副委員長 結構です、もう。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　今回、奨学金の大幅な見直しということで条例改正を行うわけなんですけれども、最近、尾鷲の奨学金、募集しても応募が極端に、もう足りないぐらいで、二次募集しても足りないということで、今回、このような大幅アップされたということで、新年度からは、ぜひとも、オーバーフローするぐらいの応募をしていただくことを望むんですけれども、これまで以上にやっぱり市民に対して周知をもう徹底していただいて、奨学金を利用していただくよう、よろしく願いをいたします。

特に、市長、ございませんか、この奨学金については。

○加藤市長　いろいろお話を聞いてみますとね、やはり尾鷲の人たちは、大学なり短大なり専門学校へ行く場合には、尾鷲から外に出なきゃならないですね。5年生の高等専門学校というのを、やっぱり近くに新宮かあれにもあるんですけれども、いずれにしろ、その通学が不可能なところへ行っていると。そうすると、やっぱり家庭の支出というのは、めちゃくちゃ大きいんですよ。だから、その5万円が妥当なのかどうかというようなことも考えたんですけれども、やはり、先ほど、教育総務課長が答弁しましたように、家賃ぐらいの金額は奨学金で与えて、あと、生活費についてはね、仕送りなり自分でアルバイトするなり、学費もそうなんですけどね、これぐらいの最低の部分は必要であろうということから、要するに、今回、月額5万円で大学生のこの大学、短大、専門の場合には、5万円で上げたいと、そういう思いだった。

さっき、仲委員の御質問、御意見に対しては、物すごく同調するところがあるんですよ。契約は云々どうのこうのというようなことについては、これは、教育委員会とも、要するに、関係部署とも協議はしたいと思っているんですけれども、しかし、そういうことも、結構、アローアンスを持ちながら、せっかく上げる議案を出させていただいたんですから、それ以上はやっぱりアローアンスがあるような形で僕はやっていきたいと思うんですよ。その辺のところは議論させていただいて、また、規則なり何なりで、そういう形でやっていきたいと思っておりますのでけれども、それは、ちょっと持ち帰って、さっきも教育総務課長言いましたように持ち帰ってやっぱり議論させていただいて回答させていただきたいと、前向きにちょっと考えたいと思っております。

○南委員長　ありがとうございます。ぜひとも利用する方が大変に喜んでいただくような検討をお願いいたします。

それでは、次に、議案第73号……。

(「委員長、すみません」と呼ぶ者あり)

○小川議長 大学で月額5万円ってなっておりますけど、これ、一括で60万借りることもできるんですか。

○柳田教育委員会教育総務課長 1回か2回か選べるというような形でさせていただきます。

○小川議長 分かりました。

○南委員長 分かりました。

それでは、議案第73号、令和7年度一般会計補正予算の第7号の説明をお願いいたします。

○柳田教育委員会教育総務課長 それでは、議案第73号の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

通知させていただきます。

補正予算書の38ページ、39ページを御覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、教育職員人件費に関しましては、総務課より説明がありましたので、割愛をさせていただきます。

その最下段になりますが、学校教育事務局費の18節負担金、補助及び交付金350万円の増額は、児童・生徒学校給食費給付金です。本増額に関しましては、委員会資料を用いまして説明をさせていただきます。

委員会資料の4ページを御覧ください。通知いたします。

まず、今回の改正に至った背景につきましては、今般の社会情勢の変化に伴いまして学校給食費の食材の高騰が続いておりまして、今年度に入り、その上昇幅が当初の予想を大幅に超える事態となっております。具体的には、昨年度の同時期と比べまして、食材価格全体で約14%の増加が見られております。さらに、お米の価格が急騰が続いておりまして、10月より、1キログラム当たり200円の値上げになると納入先である三重県学校給食会からの通知がございました。これらの要因により、現行の給食費のままでは栄養価や質を維持することが大変難しいということになりましたので、増額の改定をお願いするものです。

次ページを御覧ください。

改定額は、食材費の高騰分と米の価格の上昇分を分けて試算を行っております。

まず、食材費、お米以外につきましては、昨年度と比較いたしまして、1食当たり大体25円の増加が必要であろうと試算いたしまして、年間の給食回数を乗じまして、月額約400円の増加といたしました。

次に、お米の価格でございますが、大体、児童1人当たり、1か月当たり、1キロのお米を消費する形となります。ですので、今回の値上げ幅が1キログラム当たり200円で、月額200円の増加が必要となりました。

スライドの右側を御覧ください。

年度内で2段階の改正が必要になります。まず、令和7年4月から9月までの前期につきましては、食材費の高騰分のみを反映して、現行よりプラス400円、続いて、新米の流通により米価が安定適用される10月から……。お米のあれですね、改定が10月から行われますので、10月から3月までの後期分につきましては、先ほどの400円に加え、米価の高騰分200円を上乗せして、プラス600円の改定とさせていただきます。

次ページを御覧ください。

全児童・生徒に対して、先ほど説明した増額分を適用して計算いたしますと、事業全体で新たに必要な増加分は437万3,600円となりますが、現在、執行残などを見込んだ額を差し引きまして、今回、補正の350万円とさせていただいております。

次ページを御覧ください。

今回の給食費の改正は、物価上昇という厳しい状況下にあっても子供たちの給食の質を変えることなく維持するためのものがございます。この改正により、成長期の子供たちに不可欠な栄養価の維持、安全で新鮮な食材の確保、そして、市場価格に左右されない安定的な提供を目指してまいります。

なお、本増額に伴う保護者負担はございません。

説明は以上でございます。

補正予算書40ページ、41ページを御覧ください。通知させていただきます。

学校給食職員人件費の598万1,000円の減額は、給食業務員の退職及び勤務時間数の変更に伴い、報酬、職員手当等及び共済費を減額するものがございます。

次に、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の小学校職員人件費1,175万円の減額についてです。これは、介助員の欠員及び雇用形態、時間が少なくなった等の変更に伴いまして人件費が不要になったための減額でございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費の中学校職員人件費199万2,000円の減額についてです。これは、部活動指導員の任用数が当初の見込みを下回ったことにより、不用額を減額するものがございます。

教育総務費の補正予算、以上でございますが、債務負担行為に関しまして……。

○南委員長　　お願いします。

○柳田教育委員会教育総務課長　　そのまま。

そのまま、教育総務費の債務負担行為補正について説明させていただきます。

通知いたします。補正予算書の８ページを御覧ください。

当課が所管する債務負担行為の補正は、資料の中段にあります九鬼・輪内地区スクールバス運行管理業務委託料をはじめとする３項目になります。

１点目のスクールバスの業務委託料につきましては、期間を令和８年度の１年間とし、限度額を１,７００万６,０００円とするものです。本業務は、九鬼・輪内地区における児童・生徒の通学の手段の確保を目的としており、スクールバス３台の運行管理を委託するものです。

なお、来年度、平成８年度の利用の生徒数は、現在、集計中ですが、令和７年度の現在におきましては、小中合わせて３１名が利用しておる状態でございます。

次に、学校給食配送等業務委託料につきましては、期間を令和８年から令和１０年までの３か年とし、総額１,３０１万７,０００円とするものです。業務内容は、尾鷲市立学校給食センターから尾鷲中学校、向井小学校、矢浜小学校に給食を配送する配送業務となります。

最後に、学習支援システム使用料について説明いたします。本件は、令和８年度の単か年度契約とし、金額を３９６万円とするものです。本システムは、小学校１年生から中学校３年生までの主要５科目のドリル教材が収録されております。学校授業での活用に加え、教材を端末にダウンロードすることで、家庭などの通信環境、Ｗｉ－Ｆｉ等がない場合においても、児童・生徒が学習課題に取り組むことが可能となります。

以上が教育総務課に係る補正予算の説明でございます。

○南委員長　　ありがとうございました。

じゃ、引き続き、生涯学習課長、お願いいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長　　それでは、続きまして、生涯学習課に関する予算につきまして御説明いたします。

歳出でございます。

生涯学習課の補正予算に係る部分は、補正予算書４２、４３ページの社会教育総務費以降でございますが、人件費に係る部分は説明を割愛させていただきます。

補正予算書４４、４５ページを御覧ください。通知いたします。

9 款教育費、4 項社会教育費、5 目文化財保護費 48 万 9,000 円の増額は、細目一般保護事業のうち、12 節委託料 48 万 9,000 円の増額で、これは、三木里海岸沿いに所在する枯れた松の木を伐採するための委託料でございます。

松の木の状況につきましては、資料にて説明いたします。

通知いたします。

市の天然記念物に指定されている三木里海岸の松原のうち、クロマツ 1 本が回復の見込みなく立ち枯れており、資料にございます写真のとおり、枝が墓地及び海岸沿いの通路の上に大きく張り出していることから、強風時など、参拝者や通行人に危険が及ぶおそれがあり、これを伐採するための費用でございます。

予算書にお戻りください。通知いたします。

ページの下段になります。5 項保健体育費、1 項保健体育総務費、細目スポーツ振興事業のうち、18 節負担金、補助及び交付金 150 万円のうち、負担金 150 万円の増額につきましては、尾鷲市民が紀北町のプール施設、紀北健康センターを利用した際、紀北町民との利用差額を負担する紀北健康センター利用料負担金でございます。今年度の毎月の負担金実績が当初の見込みに対して約 1.24 倍に増加していることから、これらを加味した最終見込みと当初見込みとの差額を計上したものでございます。

次に、債務負担行為補正について御説明いたします。

補正予算書 7 ページを御覧ください。通知いたします。

第 2 表債務負担行為補正のうち、生涯学習課に関するものは……。

次ページを御覧ください。

すみません、資料をちょっと再度通知いたします。すみません。

補正予算書の 7 ページ。申し訳ございません。

資料の 8 ページの部分が生涯学習課の該当の部分になります。

表の下から 3 行目、尾鷲市立中央公民館清掃業務委託 86 万 5,000 円につきましては、中央公民館における令和 8 年度の清掃業務委託に係るものでございます。

その次の行、尾鷲市民文化会館指定管理料 1 億 6,068 万 3,000 円につきましては、尾鷲市民文化会館に係る令和 8 年度から 10 年度まで、3 年間の指定管理料でございます。

こちらは、資料にて説明いたします。通知いたします。

○南委員長　　お願いします。

○世古教育委員会生涯学習課長　　資料中、1 ページ、左側の中段を御覧ください。

市民文化会館指定管理における主な業務内容は、施設等の維持管理、会館運営、文化事業等自主事業の実施、その他業務となっておりますが、このうち、文化事業、自主事業の実施に係る費用は、従来、会館運営における貸し館収入により捻出することとなっております、施設管理に係る指定管理料には含まれておりません。

次に、その下、（１）の表を御覧ください。

こちらには、前々回、前回と今回、それぞれ３年間の指定管理料の比較表がございます。

指定管理料設計の内訳につきましては、右上の（２）の表を御覧ください。

施設管理料の設計は、人件費、施設・設備に係る保守委託料、公共事業及び光熱費等を含むその他管理経費等に区分されます。

令和６年度及び令和７年度においては、人事院勧告に伴う人件費増額相当の指定管理料増額が行われておりますが、今回の指定管理料の算出においては、現時点で次年度人勧に係る影響を含む形で人件費分を算出しております。施設・設備等の保守委託料につきましても、直近の見積りを基に算出し、その他の経費につきましては、前期の設計額と一定の開きがございますが、これは、今期指定管理期間中の実績額を参酌、物価高騰等の影響を考慮した結果となっております。

直接、債務負担限度額に係る説明につきましてはここまでですが、今回、指定管理を行うに当たり、先だって１０月２８日の行政常任委員会において説明いたしました尾鷲市民文化会館の運営及び指定管理における課題等に関連して仕様の見直しを行いますので、併せて御説明いたします。

（３）仕様の見直しについてでございます。

近年の市民文化会館の課題といたしましては、人口減少やコロナ禍後の人の行動様式の変化など、社会的要因を多分に含む状況の下で利用者が減少することで、文化事業の原資となる貸し館収入や自助努力では賄えないほど減少する中、文化事業の充実を図ることや来場者の増加を図ること、また、物価変動等への柔軟な対応が必要となることなどの課題がございます。

次ページを御覧ください。

仕様変更の見直しの中身でございますが、まず、①施設の美観維持に関してでございますが、来場者が少しでも気持ちよく施設を利用していただけるよう、従来の使用においては毎月の除草の実施を規定しておりましたが、今回は、加えて、職員による随時の維持管理を追加いたします。

次に、②自主事業に関してでございますが、まず、実施回数につきましては、現在

の年間8回以上を12回以上といたします。さらに、市が主催または共催する事業について、これまで使用料が必要となっておりましたが、今回は、共催化などにより無償化することで、今後、市がより積極的に市民文化会館の活用を図りやすくする環境を整備いたします。

次に、③運営の安定化に関してでございます。

指定管理業務において、指定管理料は、基本的に施設管理に係る必要経費であることから、指定管理者にとって、ほとんど使用に係る裁量がない経費となっております。

そのような中で、当初の想定を上回る物価高騰が生じた場合、現在の指定管理者においては、法人の基本財産を取り崩すことで緊急的に対処が行えましたが、本来であれば、市が指定管理料を補正して追加しない限り、運営が滞る状況となっております。この点を改善し、現状より運営に柔軟性を持たせる対応といたしまして、貸し館等における事業収入の取扱いの運用幅に柔軟性を持たせることといたしました。

方法といたしましては、これまで貸し館事業収入は、その9割以上を文化事業として自主事業の原資に充当し、残りの1割未満を、そのほかの必要経費等に充てる仕様となっております。9割以上の部分を7割以上と緩和することで、最大で約3割程度、物価高騰等に対応できる経費の運用枠を設けます。

具体例を挙げますと、近年の貸し館事業収入は年間約500万円前後となっておりますが、従来では、このうち1割である50万円程度しかその他の必要経費に使用することができませんでした。これが、約3割に枠を広げると最大で150万円まで運用幅が生じることで、より安定的な運営を可能とするものです。

仕様の見直しの最後といたしまして、④文化事業に関してでございます。

指定管理料につきましては、本来、施設の運営管理に係る経費を算出しておりますが、指定管理業務においては、貸し館収入等を原資として自主事業として文化事業を実施することを条件としております。10年以上前の状況ですと、貸し館事業や文化事業における収入等が約1,200万円ほどあり、その9割である1,000万円程度が文化事業の原資となっております。しかし、近年では、貸し館事業収入が500万円前後となっていることから、かつてのような文化事業を行うことが現実的でない状況となっております。

そこで、尾鷲市民文化会館の稼働率向上と文化事業の充実を図るためには、別途文化事業費を指定管理者に支出する必要がございますが、この部分につきましては、

3年間の指定管理料には含めず、1年ごとの対応で事業予算についても検討し、今後、当初予算において計上したいと考えております。

次に、(4)につきましては、今後の指定管理団体指定に係るスケジュールでございますが、こちらは、先日の行政常任委員会でお示しした内容を再掲したものでございます。

尾鷲市民文化会館の指定管理料に係る債務負担行為補正は以上でございます。

予算書の8ページにお戻りください。通知いたします。

○南委員長 はい。

○世古教育委員会生涯学習課長 債務負担行為補正の最後の部分、運動場施設管理業務委託129万8,000円につきましては、市営運動場及びテニスコートに係る令和8年度の施設管理業務委託に係るものでございます。

以上が生涯学習課の令和7年度尾鷲市一般会計補正予算(第7号)の説明でございます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

教育委員会の議案第73号の所管の説明を聞いたわけなんですけれども、御質疑のある方、御発言を。

○西川委員 さっき、三木里の松の話、出ましたよね。あれ、担当課は、どこですか。

○世古教育委員会生涯学習課長 本件につきましては、市の文化財に登録されていることもありまして、ここは生涯学習課が対処することとなっています。

○西川委員 現状、ほかの松の現状を見たこと、ありますか。

○世古教育委員会生涯学習課長 この資料にございますとおり、この部分は、10月に確認をしたものでございます。その他の状況も幾つか確認はしておりまして、コミュニティーセンターの周辺につきましては、市民課が役割分担するような形で、伐採の予定が何件か入っております。

○西川委員 僕、先日の日曜日に、ちょっと仕事で三木里へ行っておったんですけど、かなりマツクイムシにやられていますよ、あれ。あの中途半端に残すんだったら、ある程度の荒療治をしないと、天然記念物の吉宗の松ですか、あれまで被害が及ぶんじゃないんですか。一度、もし担当の方は、駐車場からずっと歩いてみてください。かなりやられています。

○世古教育委員会生涯学習課長 ある程度の状況は見ておりますが、生涯学習課が管轄する分につきましては、いわゆる先ほど言われました吉宗松と言われる、あ

の太い松の木の部分は生涯学習課の所管となっております。それ以外の部分につきましては、また、別途、別の例えば管財であったりそういったところの管轄もあろうかと思っておりますので、そこは、また関係課で調整したいと思っております。

○南委員長　　よろしいですか。

○中井委員　　西川委員、おっしゃってくれたように、天然記念物16本中、もう2本伐採して、12月に1本伐採して、また、来年度に伐採するって話を伺っておるんですけども、それ以外の松についても、もう、ほぼ全部、被害がもう広がっているというのはもう伺ってしまして、あそこ、一応、防風林としての役割もあるというのは、多分、伺っているとは思いますが、植え替えするのか、松以外の植え替えというのは、多分、すごい多分批判があると思うので、松は、やっぱりこだわっていききたいという声は、多分……、多分というか、もう三木里住民の方からは、もうそういう強い要望があるので、そこら辺の対応の仕方というのは、また御回答いただければと思います。

○世古教育委員会生涯学習課長　　その辺り、そのそれぞれの所管がどの課になるのかということもございしますが、また、そこと、まず相談をしたいと思っております。

○加藤市長　　この枯松、枯れた松、これ、全部調べさせたんですよ。実をいうと、昨年11月に地区住民の方から、こういう状況があるということで、これについて、まずは、やっぱり、その中身を調査しなきゃならないなということで。何本、私の記憶では何本か大丈夫なのがあると、何本かしかね。それで、何本かは危ないけれども、何とかもたせる部分が幾つかあると。それで、おっしゃるように、今回、一つの枯松で、もう切っちゃうというのが何本かあると。その数字は、今、私、持っていないんですけども、それは全部、うちの市のほうで把握しているとは思っています。だから、それをどうしていくのかって。だから、死にかけているけれども、何とか、これ、生き返らせるなというようなことは何かしなきゃならないと。だから、それは、やるという話なの。もう駄目だなというような今回の場合は、それ。それが、さっき、生涯学習課長、言っていますけれども、これ、やっぱり吉宗松については、これは文化財云々というのがあるから、これ、生涯学習課なのね。それで、一方の普通の松というのは、市民サービス課とかその辺のところですね、おっしゃるように、やっぱり大事な松ですから、きちんとやっつけていかなきゃならないんですよ。これをやっぱりきちんと市として、生涯学習課とか市民サービス課とか、一つのこの垣根があるんですけどね、これはきちんとしていかなきゃならないと、また。僕は、三木里地区の方々は、くれぐれも頼むわということで、それですぐに

対応したんですけれども、正直言って、今の状況と、非常に苦しい状況ですので、これについては、早く対応していきたいなどは僕自身は思っている。そういうような形で、今後、スピードアップでちょっとやらせます。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○仲委員　　学校給食費、よろしいですね。

○南委員長　　構いません。

○仲委員　　資料の学校給食費の……。

(「マイク」と呼ぶ者あり)

○仲委員　　計算のあれなんですけど、よろしいですか。5ページを見ると、食材費、米以外が月400円、上がっておると。それで、米代が月200円、1人、上がっておる。合計600円が今後……。今後って、10月から3月までの5か月間のアップを見込んだということですね。

次のページで、437万3,600円は、必要経費分やで、必要増額分やで、600円掛ける、子供たちの全児童・生徒のを掛けた分ですね。それで、右側のね、87万3,600円というのは、ずっと考えておったんやけど、値上がりしない額として、5か月掛けて、それを使った場合の予算見込みということによろしいですか。

○柳田教育委員会教育総務課長　　まず、その必要増加分の437万3,600円に関しましては、400円の増加、9月までの400円の増加と、600円の増加を全て掛け合わせて足した金額で、それだけ必要になってくるという部分であります。

○仲委員　　そうだね。

○柳田教育委員会教育総務課長　　それと、あと、予算残見込みの87万3,600円に関しましては、当初予算上に見込んでいた額と年度初めに各学校から交付申請を受けるんですけれども、その額を差し引いた額というのが、大体100万円ほど、実はあります、予算残額。それに、実は、まだ不確定な部分、今から転入してくるであろうという部分であるのと、あと、学校で行きますと、県立のくろしお学園さんに通っておられる児童・生徒に関しましても、尾鷲市として、この給食費のほうを交付しておりますので、その見込みを差し引いた純然に大体83万円ぐらい残として残るであろうという金額を掲載させていただいております。

○仲委員　　補正予算を計上するとき、一般的に、10月からとしても、10月から3月までの必要経費を計算して、そうしてから、今の残も引いたら、これ、出る

んですね、普通は。

それで、ほんまに350万……。350万、予算化して、これ、足りるんでしょうね。

○柳田教育委員会教育総務課長 予算的な部分で行きますと、今年、去年もなんですけれども、相当、食材に関しましては、栄養士さん、栄養職員教諭であったり、現場の給食調理員さんの御努力を受けて、相当頑張ってくださいています。中には、自校給食のところで行きますと、単純に購入するだけじゃなくて、そのタイムセールを狙って食材を買いに行っていたかというような御苦勞もしていただくような状況で、それが一旦回避されるというようなこともありますし、潤沢と、この350万円で潤沢であるということではありませんが、これまでのその学校給食会計に取ってあるお金もありますので、そういったところもしっかりと使いながら、足りないということのない額を、この12月補正に計上させていただいたところです。

実は、年度当初より、各学校からは、足りないよ足りないよというようなお話があったので、9月補正ということもあったんですけれども、3月までを見越すということであると、なかなか9月では数字がはじき切れなかったということもありまして、12月で補正させていただいているというようなところでございますので、御理解いただければと思います。

○仲委員 学校給食業務というのは、もうセンター化したから、いろいろ大変な業務になっておるはずなんですわ。その中で、経費を切り詰めて、ぎりぎりやっておるという部分もあると思うんですけど、やはり、そこら辺の悩みがあると思うので、やはり要るものは要るということで、速やかな補正予算を今後してほしいと。

来年度、あれですね、小学校は、国の給食費、免除になりますね。通知、来ていないですか、中学校……。中学校はない、小学校までね。そういうことで。

○加藤市長 いやいや、今、自民党を含め維新も、小学校は、どこの党とも、小学校は、要するに、無償化しようというそういう案が出ているんですけどね、今回のこの臨時国会で決まるのか……。

○仲委員 そうですか……。

○加藤市長 いや、分かんないんですよ。だから、要するに、今度の1月から始まる通常国会で決まるのか、ちょっとそこら辺のところはね、まだ今は、何か重点支援のそのあれが、要するに、今日は衆議院通過して、今度、参議院、あしたからやるみたいで、どうしても、あと5日か何かそれぐらいしか臨時国会のあれがありませんので、それがどこまでなのか。恐らく、小学校の無償化ということについて

は、ほとんどの党が賛成していますので、与党も野党のもの、だから、それが通ると思うんですけど、いつそれがね、我々の手元に。もう閣議で決まったらいいんですけどね、その辺のところ、我々は、それを期待しております。そのつもりで予算組みもしたいなと思っているんですけど、すみません。

○西野副委員長 学校給食のことで聞きたいんですけど、フードロス、どうなっていますか。多いですか、少ないですか。

○柳田教育委員会教育総務課長 フードロスに関してなんですけれども、給食を提供しておるということであれば、少なからず、やっぱり、その食べ残しというのは発生します。その比較というものまでしていないんですけども、毎日、給食が返ってくるたびに計量させていただいております。その状況を見て、学校給食のほうでは、例えばなんですけれども、春先は、喫食率というんですかね、よく食べていただくんですけど、暑くなってくると食が細くなったり、中学校ですと、3年生が部活を引退すると食べる量が一遍に少なくなったりすることがもう既に分かっておりますので、増減がある、季節性の増減があるようなものに関しては、当然、文科省の定める基準というものを守りつつも増やしたり減らしたりというような形で、フードロスに関しましては、できるだけ少ない、少なくなるように努力をしていただいているような状況です。

○西野副委員長 体の成長はどうですかね、成長発達線で見ると、全国的に。

○柳田教育委員会教育総務課長 やはり学校給食というのは、その子供たちの心身の成長に非常に重要だということだと思っておりますけれども、一応、成長曲線、1年生から6年生まで成長曲線があるんですけども、全国平均と遜色ない状況、もしくは、高学年においては、身長、体重も、少し高く、多いというふうな結果になっていると思います。

○西野副委員長 じゃ、成長も平均的、フードロスも少ないということは、食育が行き届いているという理解でよろしいでしょうか。

○柳田教育委員会教育総務課長 食育に関しましては、これまでも御報告あると思っておりますけれども、特に、水産農林課と連携した地元産材の活用などもありますし、現場から聞いておる声では、例えば、ある学年で、ひじきがあまり食べられなかった場合、そのひじきの何が嫌やったかというアンケートを取って、その中の大豆が嫌やということであれば、大豆を違うところに利用したりするということと、大豆の必要性を学生に伝えるというようなことを進めるような食育なども進めておりますので、尾鷲市としての食育は、大変前に進んでおるというふうな理解をして

おります。

○南委員長　　よろしいですか。

○西野副委員長　　子供の成長発達に、とてもよくされているということです。ありがとうございます。ありがとうございました。

○柳田教育委員会教育総務課長　　今後も子供たちのアンケートであったり、心身ともに発達を促すというところでは、学校給食のほう、大変重要だと捉えて、事業のほうをさらに進めていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

○南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　生涯学習課長、この松枯れの松は、いつ伐採する予定なんですか、仮に予算がつけば。

○世古教育委員会生涯学習課長　　予算がつき次第、依頼のほうを進めたいと思います。

○南委員長　　ぜひともね、もし間に合うようなかったら、当委員会としてもね、今、市長が全体的なね、クロマツのこともあるし、管内視察でも組み入れたらと、今、考えておりましたので、また、そのときになったら御報告をお願いいたします。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　ないようですので、議案の73号の教育委員会に係る審査は終了させていただきます。

それと、報告事項がございます。国市浜公園野球場に関わる問題で御報告をお願いいたします。

○世古教育委員会生涯学習課長　　それでは、報告事項といたしまして、国市浜公園野球場に係る使用料（案）についてにつきまして説明いたします。

今年度末の完成を目指し整備を進めている国市浜公園野球場に関しましては、現在も施行されている尾鷲市運動施設の設置及び管理に関する条例において、旧野球場と同様に、新たに野球場に係る所在地や使用料を加える形で条例改正を行うことで位置づけを行うものであり、本来ですと、本定例会において当該改正案をお示しすることがより適切でございましたが、お示しできず、大変申し訳ございませんでした。

今回は、改正の中でも市民利用に最も影響する使用料案について御報告させていただきます。

資料の3を御覧ください。通知いたします。

新たに整備される野球場の使用料に関する基本的な考え方といたしまして、資料の上部にありますとおり、3点を考慮いたしました。

一つは、旧野球場と使用料を同額とすることを基本に、新たにナイター設備が設置されることで生じる夜間利用料に係る使用料の設定について、使用時間が4時間と同じ時間量となります午前枠と同額とすることをございます。

二つには、夜間使用時に生じる夜間照明の使用料については、現在の中部電力グラウンドの照明使用料、夜間利用できるグラウンドの有無、近隣市町の状況などを参酌いたしました。この点は、後ほど説明いたします。

そして、三つ目には、これまでと同様に、子供たちのスポーツ環境を維持するため、スポーツ少年団や中学校部活動等の利用については、使用料を免除することを継続することをございます。

資料中の1、使用料（案）についての表を御覧ください。

左の表が旧野球場の使用料表でございます。右の表が新野球場の使用料表（案）でございます。

市民のスポーツ利用の連続性を保つことから、使用料は同額を基本とし、夜間枠を追加いたしました。

夜間照明に係る使用料につきましては、基本的な利用がおおむね6時から9時までの3時間を基本としつつ、冬場の利用と早い時間帯からの利用も加味して、1時間ごとに割り戻した料金を必要に応じて加算するものとしております。

また、新野球場の照明は100灯でございますが、これを全灯で利用する場合と半灯で利用することができますので、半灯の場合は全灯の半額としております。

料金の設定といたしましては、下段の表、2、夜間照明使用料比較を御覧ください。

まず、一番左の欄には、現在の中部電力グラウンドにおける照明使用料を記載しております。こちらの照明は、水銀灯60灯であり、使用料は一律1,500円となっております。

その隣が新野球場の使用料（案）でございます。新たな野球場につきましては、全灯LEDで100灯、半灯で50灯でございますが、LED化され明るくなっておりますので、中部電力グラウンドの照明と新野球場の照明半灯が状況として近似するものと判断し、半灯を1,500円と設定いたしました。

また、市営テニスコートの照明使用料については、2時間で1,400円となっ

ており、こちらともある程度均衡の取れた設定と考えられます。その上で、全灯は半灯の倍額としております。

また、表のうち、それ以外につきましては、東紀州地域及び比較的人口規模の近い市と、参考として県庁所在地である津市の例を掲載しております。

野球場に関する照明使用料につきましては、各市ともかなり高額となっておりますが、同様に、野球場ではない照明を備える多目的グラウンドの照明使用料につきましては、3,000円から4,500円で料金設定がなされておりました。

本市におきましては、夜間において多目的に利用できるグラウンドがないこと、そして、現在の夜間における中部電力グラウンドの利用との均衡、また、新野球場の利用促進を図る上で、全灯照明の利用料については、他市町の多目的グラウンドにおける照明使用料を参考とすることが最適と考え、現在の案におきましては、全灯使用料を3,000円と設定いたしました。

説明につきましては以上でございます。

○南委員長 御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○西川委員 これ、使用料1,500円ってなっていましたけど、これ、ナイターつけると、これ、トータルで幾らになりますか、夕方から。5,000円と3,000円を足しゃ、8,000円ということですか。

○世古教育委員会生涯学習課長 例えば、半灯で照明を使った場合でございますが、夜間、例えば、アマチュアスポーツで入場料を取らない場合は、会場使用で5,000円、足すことの照明利用料の1,500円、合わせて6,500円ということになります。

○西川委員 それ、安いにこしたことはないんですけど、以前、市長は、野球場は収益性は考えていないということを述べられていました。そうやけど、人工芝の張り替えが、多分8年ぐらいで張り替えせんならんでしょう。そのときの少々あれになるんでしょうか、この金額で。もっと高いほうがいいんじゃないんですか。

○加藤市長 今回の場合は、どうしてもやっぱり野球場の使用頻度を高めながら、一方では、交流人口も高めてね、あそこの場所でみんながいろんな形で競技をやったり、あるいは、練習をやったりしたいという思いがあるわけなんです。おっしゃるように、その人工芝の張り替えということについても、かなりの金額がかかりますんですけども、その件については、こちらのほうでいろんな財源も考えておりますので、取りあえず、一応、この使用料については、極力安い形で、要するに、皆さん方に利用していただきたいというところです。委員のおっしゃる尾鷲の財政

の状況と人工芝のこういう張り替え云々というのは、当然、運営費の中で入ってきますので、それをどうするのかという非常に御心配をいただいておりますのですけども、その分の財源は、別途考えております。

○西川委員 分かりました。そのときは市長も僕も多分いないでしょうけど、ほかの議員さんたちに頑張ってもらいます。

○加藤市長 やはり、自分が退任するときには、きちんと、その後、市の行政がうまくいくようにやっておきたいと思っておりますので、要するに、何とかのことわざじゃないですけども、そういうことはしたくないなと思っております。

○西川委員 ありがとうございます。立つ鳥、後をかき乱さないように、よろしくをお願いします。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ただいまのこの条例改正につきましては、やはりこういった使用料の問題は、本来は12月の定例会で上程して、早く市民に周知するのが本意なんですけれども、今回、この3月定例会で出すということを御了承をお願いいたしたいと思っております。

それと、最後に、昨日から一般質問の中で、文化会館の入札、参加者がいなかったということが問題に、議論、一般質問の中でされております。よって、当委員会といたしましては、9月定例会で工事費10億6,900万を認めて、説明を受けて、11月27日に入札を行うという報告を委員会の席上で受けておりますので、特に、今日、この場をお借りして、今後のね、この体育館と中央公民館の長寿命化のこの入札に向けての運びはどうなっていくのか、もし執行部として考えておられることがあれば、御報告をお願いいたします。

○加藤市長 今回の体育文化会館、そして、中央公民館の耐震・長寿命化工事、この入札につきましては、さっき、委員長おっしゃっていましたように、10月23日に入札執行、この入札執行日として、11月の27日、10月の23日に入札執行日をこの11月の27日とする旨、公告を出したわけなんですけれども、結果として参加事業者がなく、不調に終わったという結果に終わりました。

参加資格のある事業者へのその聞き取りでは、今回の不参加の理由として、自社での見積り額と、もう我々が出した予定価格と乖離がある、そういうことでございました。入札の不調は、他の自治体でも見受けられるように、近年のこの資材価格の高騰、あるいは、人件費の上昇、そして、技能労働者不足、あるいは、働き方改

革とか、また、建築業者の繁忙度のこの増大、こういった原因があると思っております。

今後の対応につきましては、担当課でありますこの生涯学習課を中心に関係課で協議をしておりますけれども、この各施設のこのコンセプトや機能については、堅持してまいります。これは、行きたいと思っております。そして、予定価格と実勢価格との乖離がどこでどの程度あるのかにつきましては、現在、設計者と共に分析を行っているところであります。

また、この見積りの再徴取なども必要となる場合も想定され、年末年始や事業者の繁忙期とも時期が重なることなどから、再入札の時期についても、まだお示しすることができないのが現在の状況でございます。

入札不調に伴う今後の対応について、私のほうから概略を説明させていただきました。

○南委員長　　という説明でございます。特に、この入札も延期になったことに対しまして御意見のある方。今後の問題として、要望なり。

○佐々木委員　　今、先ほどの今の予算と乖離がある部分ですね、それと同じような状況の中で、入札のほうが見込みというかね、今の現状で、同じような状況で行けるんでしょうか。

○加藤市長　　先ほど申しましたように、今回のこの主要部門と、これ、生涯学習課と、それが、関係部門で協議して、設計者といろいろ相談しているという。それは、建設課であつたりいろんところがやっているんですけれども、今のそういう今の状況がどうなっているのかということは、ちょっと担当のほうから説明させていただきますので。

○南委員長　　担当は、建設課ですか、生涯学習……。

（「建設課のほうから」と呼ぶ者あり）

○塩津建設課長　　先ほど、市長のほうからも説明があつたとおり、今現在、建設課も交えまして設計者と協議して、どの程度、乖離があるのか、その部分の精査を行っている状況ですので、いつ頃入札を行えるかというのは、まだ、先ほど、市長も申し上げたとおり未定という形で、現段階では御報告させていただくことになると思います。

また、今後、その辺、スケジュール等決まり次第、議会のほうに報告はさせていただきたいと考えております。

○下村副市長　　三重県のほうでも入札不調があるということを知っておりますの

で、三重県のほうでも助言をいただきながら進めていきたいと思っております。一日でも早い事業実施ができることを目指しておりますけど、同時に、慎重に対応が、慎重な対応が必要ということもありますので、対応が固まり次第、改めて報告させていただきたいと思っておりますので、申し訳ございませんが。

○南委員長　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　また方向が決まりましたら、改めて当委員会のほうへ報告されるということでございますので、できるだけ早く、県の指導を仰ぎながら、やはり市民がね、もう長い間、首を長くして待っている事業でございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

本日の審査は、これにて終了させていただきます。

明日は、午前10時から病院総務課、水道部を行い、採決を行います。ありがとうございました。

（午後　3時12分　閉会）